

41228

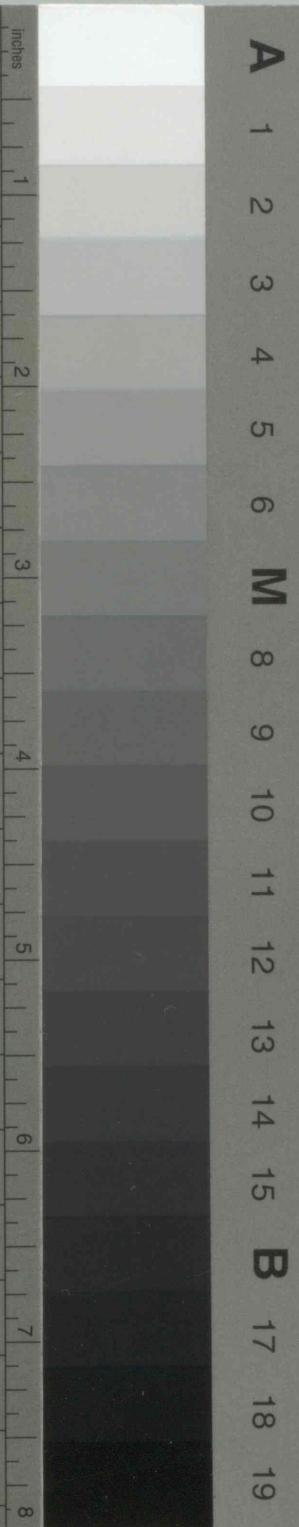
教科書文庫

4
910
42-1927
2000082122

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

教科書文庫
4
910
42-1927
2000082122

訂 改

書科教室

卷 下

纂編 會研究濟經庭家

社會式株
院書國帝

資料室
文部省検定
日三十一年二月和昭

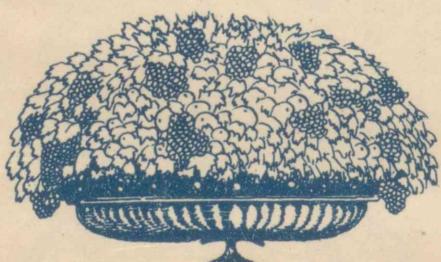
訂改

教科書文庫
4
910
42-1927
2000082122

家事教育科書

家庭經濟研究會編纂

卷下



広島大学図書

2000082122



京東
帝國書院
株式会社

46
900
DB/

序の訂改

本書が出てから三年、その間の實地教授の經驗と日進月歩の新知識とによつて、こゝに大改訂を加へることになつた。改訂の大綱をしるせば、

——行文説明を出来るだけやさしくしたこと。

——我國の一般家庭に縁遠い材料は、思ひきつて削除したこと。

——新たに最新の發明・主張等から精選した教材を加へたこと。

——メートル法を加へたこと。

尙ほ教材排列の順序については、土地の事情、實習の都合等によつて自由に變更せられたい。



例 言

一、我が國の家庭生活は、久しき因襲と急激なる革新との渦中に立ちて、寛に混沌たるものである。今斯かる状態に適應すべく本書を編纂したる所に、編纂者の大なる苦心と愉悦とがあつた。

一、本書は、言文一致即ち口語體を用ひた。中等教科書に先例少き此の試みは、憮かに斯界の一異彩であると信ずる。

一、本書は、學習興味の喚起と、知識の直観的收得とに資すべく、多くの挿繪を加入した。其の取材の廣汎と適確と而して鮮明とは、編者の窮に欣快とし、矜持とする所である。

一、本書は、家事科教授の實際家と、家庭生活改善主張者との集團なる本會の編著である。而して茲に、東京女子高等師範學校最初の家事科教授たりし野口保興並に川上美佐子を以て、本書編纂の代表者とした。

家庭經濟研究會 謹誌

訂改 家事教科書〔下巻〕目次

第一篇 養老	一
第一章 精神の慰安	二
第二章 身體の保養	四
第二篇 育兒	九
第一章 母の務	一
第二章 胎兒	一〇
第一節 精神上の注意	一〇
第二節 身體上の注意	一二
第三章 嬰兒・乳兒	一三
第一節 保護	一三
第二節 哺乳	一五
第三節 生齒・離乳	一七
第四章 小兒	一八
第一節 養育	一九

第二節 保育	三
第三節 疾病	二
第五章 子 女	四二
第一節 母の責務	四一
第二節 家庭教育	四三
第三篇 看 病	五〇
第一章 看 護	五〇
第一節 婦人と看病	五〇
第二節 醫師の招聘	五一
第三節 看護の心得	五二
第二章 介 抱	五三
第一節 居室・衣服・臥床	五三
第二節 食物	五五
第三節 睡眠・便通・入浴	五六
第三章 病状觀察	五六
第四章 手 當	六〇
第一節 普通手當	六〇
第二節 特殊手當	六一
第五章 藥 用	七一
第一節 内用薬	七一
第二節 外用薬	七二
第六章 繃帶用法	七九
第七章 傳染病の豫防	八一
第一節 傳染徑路と症狀	八一
第二節 豫防・罹病	八五
第四篇 管 理	八九
第一章 家庭と家風	八九
第一節 家庭	八九
第二節 家風	九一
第二章 管理の要項	九二
第一節 勤勉・節約	九三
第二節 規律	九三
第三節 清潔・整頓	九四

第三章 趣味と常識	九六
第一節 趣味	九七
第二節 常識	九八
第四章 家財の保護	九九
第一節 用心・災害	一〇〇
第二節 移轉	一〇一
第五章 物品の購買	一〇三
第六章 雇人	一〇六
第七章 交際	一〇九
第一節 交際の目的・範囲	一一〇
第二節 社交の心得	一一〇
第三節 談話・贈答・訪問	一一一
第五篇 家計	
第一章 家計の整理	一一四
第一節 家計整理法	一一四
第二節 収入と支出	一一五
第二章 収支	一一五
第三章 豊算	一一七
第一節 豊算の意義	一一八
第二節 収入の計上	一一八
第三節 支出科目	一一九
第四節 費額の配當	一二〇
第四章 現計	一二五
第一節 剰餘と不足	一二五
第二節 出納	一二六
第五章 財産	一二六
第一節 財産の種別	一二七
第二節 貯蓄	一二八
第六章 保険	一二九
第一節 保険の意義	一二九
第二節 保険の種類	一三〇
第七章 簿記	一三一

(くきをオヂラ)

團の夕べ



訂改
家事教科書〔下巻〕目次〔終〕

目次

第一節 家計簿記

第二節 帳簿の種類

附錄

日記帳
月計表
年計表

一三三

一三四

訂改
家事教科書〔下巻〕

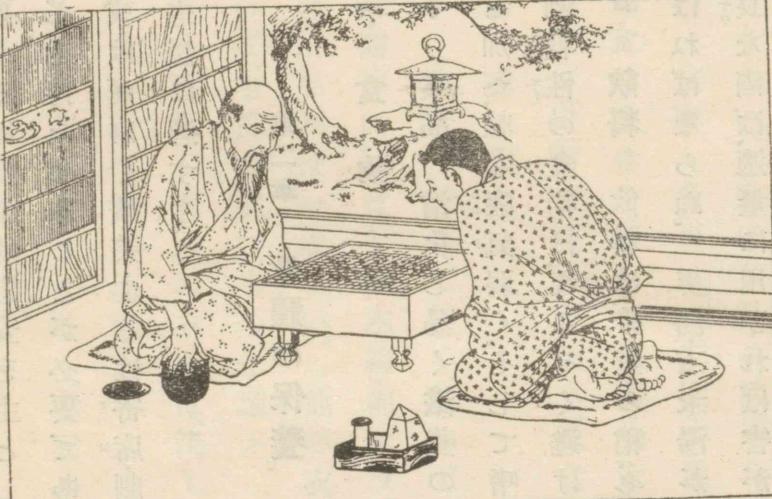
家庭經濟研究會編纂

第一篇 養老

我が國では昔から孝道を重んじ、老人の境遇に同情する念が深く、一に老父母をいたはる美風があつて、祖先崇拜の基礎をなし、大和魂と共に、他に比ひのない我が國民性の美點長所をなすものである。

完全な家庭組織には、老人の存在が必要である。實に老いたる尊長は、一族の崇拜し、親愛する所で、子女が老人を敬慕するは、家庭の永遠の存立を知る最も良い方便である。又老人が幼少者

圖解 圖摹



すべて誠意を以て老人に仕へ、安心と愉快とを得させるやうにつとめねばならぬ。老人が、讀書・著作・研究に親しむ所があれば、過勞とならぬ限り、續けさせらるがよい。詩歌・俳諧・園碁・謡曲等の嗜好があれば何よりよろしく、又花卉・蔬菜の栽培も極めて適はしい。

老婦人には、子守役・針仕事・刺繡・編物・細工物のやうな適切なものがある。又留守居は老人の得意とする所である。

圖解 家庭崇拜
の中心たる老人



第一章 精神の慰安

の愛情に親しみ得るのは、過去の辛苦に對するやさしい**酬**^{ムケイ}で、長壽の幸福を感じる所以である。

老人は、どんなに多幸多福でも、心身共に衰へてとかく病氣勝になり、物は忘れ勝て、或は短氣になり、或は頑固になり勝てある。そしてやゝもすれば無聊^{ブロウ}に苦しみ、心細く感ずることが多い。故に老人に仕へる者は、よくこれらのこととを心得て、つとめて老人の心身を慰安せねばならぬ。

要するに自動的慰安を主とし、老人に有用の者であるといふ感じを持たせることが必要である。新聞・雑誌などを読み聞かせ、或は面白く談笑するは、寄席・劇場等に連れて行くよりも、安全で老體に適する。

第二章 身體の保養

一 食 物

イ 食品 消化し易く滋養の多いものを選び、搗り潰し・刻み等を加へ、軟く鹽氣弱く、そして嗜好に適ふ様に調理する。獸肉や、刺戟性の食物はなるべく避けるがよい。

ロ 飲料 飲料は、分量の稍多い方がよろしく、素質に注意を拂はねばならぬ。麥湯・玄米湯が最も安全で、番茶が之に次ぐ。酒良な酒は、適量に用ひれば害がない。茶類の優種はあまりよろ

しくない。殊に茶汁の濃厚なのは、不眠心悸亢進の原因となる。
ハ 食事 食事は、一・二回少量の間食を加へても悪くはない。晝食に重きを置いて滋養物をすゝめ、朝食には、汁物・鶏卵などを用ひて胃腸の疏通を圖り、晩食は、軽くして安眠を容易ならせる。

二 衣 服

イ 地質 暖くて軽く、軟かで着心地の好いのを選ぶ。殊に肌着・襦袢に注意し、晒木綿・綿フランネル等で作り、フランネル・編物を用ひれば一層よい。他の衣類は、紬・銘仙類がよろしく、木綿ならば、地質の軟いものを選ぶ。綿入類には、新らしい綿を用ひる。
ロ 手入 老人の衣服は、決して汚れたものや破れたものを用ひさせぬ様、常に洗濯と手入とを怠つてはならぬ。これは衛生上大切なばかりでなく、孝養の一端ともなるから、充分の注意が必要である。

ハ 附屬品 襪^{エリ}・巻^{マキヅ}・頭巾^{キン}・手袋^{マツダ}・足袋^{マツヅ}等の衣服附屬品も老人の意に適ふものを供給し、不自由のない様に心懸くべきである。

三 居室

イ 位置 閑靜で日當り・通風がよくなるべく出入に便利な位置がよろしい。

ロ 設備 室内の設備は、老人の嗜好に基づいて、便利を旨とし、適當な裝飾を施し、殊に廁^{カハヤ}・手洗場に注意して、寒夜の使用にも差支ない様に設備する。

ハ 庭園 居室の傍に、庭園を設け、花卉^{クバ}・蔬菜^{スウ}を栽培するの便を圖るがよい。

四 運動

イ 運動の種類 適度の運動は、健康を保つ上に必要である。朝夕の散歩、家事の手傳、庭園の掃除・手入、花卉・蔬菜の栽培等、其の

好むものを勧める。

ロ 外出の注意 外出の際には、履物^{ハキ}・杖^{カブト}の適當なものを選んで徒步の便に注意する。身體の不自由な場合には、適宜乗車をすゝめ、野外の風趣^{ワラシ}を樂ませる。

五 睡眠

イ 時間 睡眠は、心身の休養に必要で、心身の衰弱した老人には、殊に大切である。然るに老人は、やゝもすれば寝覺め勝て、夜中熟睡することが少い。少くとも八時間位は、寝床の中に安靜を保つやうにせねばならぬ。

ロ 寢具 寝具は、安眠を得る上に極めて大切である。即ち軽くて軟く暖いものを選び、よく清潔を保ち、冬は湯婆^{ユダノボ}を用ひて寝具・寝衣を暖め、夏は快い臥褥^{ガラシヨク}に、涼風を容れ、蚤・蚊^{ワラビ}の累^{ワツラヒ}を避ける。

六 入浴

イ **自宅** 入浴は、睡眠を促し、疲労を回復して、身體の健康を保つに適するから、なるべく自宅に浴場を設け、親切に世話して入浴させるがよい。

ロ **錢湯** 錢湯による場合は、然るべき附添人をつけねばならぬ。老人の望にまかせ、脚湯・座浴等に依るもよい。

第二編 育児

第一章 母の務

子女の教養は、家庭に於ける最も大切な務めで、父と母とは、共に誠心誠意これに當るべきものであるが、天職には内外の別があるて、母親は主に子女の家庭教育に從ふべきである。殊に幼兒に就ては、殆ど全責任を負ふと言ふべきで、昔から高徳の人は母膝の上に養成され、子女の將來は、母親の掌中にあると言はれてゐる。母親は生來の教育家で、注意が細微でかつ間断なく行き届き、柔軟で慈愛に満ちた性質と共に、こまやかな親子の愛情を形つくる。この愛情こそは、やがて貴い道徳の基となるものである。

第二章 胎兒

胎兒は、事實上、母親と一身同體で、母體の健康・不健康は、直に胎兒の發育に影響するものであるから、母親は身體の榮養に注意し、かつ精神を爽快に保つことが肝要である。

第一節 精神上の注意

妊娠中は、精神の安靜が必要である。とかく神經過敏になり易いものであるから、特に左の事柄に注意せねばならぬ。

歌舞音曲等に關する群集の場所を避けること。

刺戟興奮の基となる讀物・談話等を避けること。

ハつとめて聖なるもの、美なるもの、高尚なるものを見聞して、思想を純潔にし、楽しく母となる日を待つこと。

第二節 身體上の注意

一 食物 嗜好に多少の異狀を呈する外、嘔氣を催し、食慾が減ずる。特に妊娠後二・三ヶ月の悪阻の時にいちじるしい。用ひ慣れた食品の中で、消化がよく、滋養に富んだものを選び、刺戟性の飲料・香料等を避けねばならぬ。

二 衣服 衣服は、清潔で軽くて暖く、窮屈でないものを用ひるやうにし、特に夏冬には下半身の保溫に注意する。又妊娠後五ヶ月位になつたら、腹帶を用ひて胎兒の位置を整へ、腹部の冷えぬ様に注意せねばならぬ。

三 起居 閑靜で、空氣の新鮮な處を選び、適度の運動をなして血行を促し、又入浴して身體の清潔を保ち、疲勞を感じぬほどに家務を執り、決して安逸に流れてはならぬ。しかし重い物を持

ち、或は烈しく身體を動かす運動、その他船・車等に乘ること等は避けねばならぬ。

四 睡眠 心身の休養にきはめて必要であるから、平常通りの安眠を得る様にする。そして横臥する際に、同じ脇腹のみを下にすることのない様、注意せねばならぬ。

五 便秘 月を重ねるに従つて、便秘することが多い。その際にはなるべく下剤を用ひないで、適當な食物をとつて便通をとのへるやうにする。

六 産婆 なるべく近い所に住む學理・經驗に富み、技術の熟練した人を選び、妊娠五六ヶ月の頃から時々診察を受けるがよい。

第三章 嬰兒・乳兒

第一節 保 護

嬰兒は初生兒のこ

圖解 年齢に據
る身體の各部

(頭・胸・脚部)の

割合を示す。

1 乳兒	生後一
2 小兒	満一
3 少年	満二
4 青年	満三
5 成年	満二十
五歳	満二十

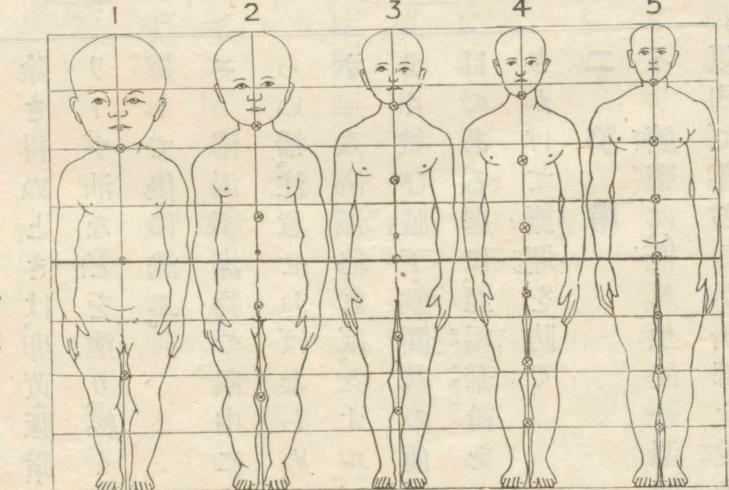
嬰兒は、身體が軟弱で、外界に對する抵抗力が乏しいから、その取扱に最も注意を要する。

一 入浴

イ 產兒は不潔であるから、產婆は、生後直に產湯を使はせる。其の後も毎日、入浴を怠らぬ様にし、殊に夏日は、朝夕二回入浴させる。

ロ 湯の溫度は、攝氏の三十八度、時間は約十分間が適當である。

ハ 身體に附着した不潔物を洗ひ落さなければ、糜爛を生ずる。



恐がある。容易に不潔物を除き得ぬときは、卵黃・豚脂・オリーブ油などを塗り、軽く摩擦して後に洗ふ。

二 溶湯・不潔物の眼中に入らぬ様、注意せねばならぬ。

ホ 入浴が終れば、タオルでよく拭ひ、腋下・股間・其の他折目のある處に、亞鉛・華粉をふりかけて糜爛を防ぐ。

二 脘帶

イ 脘帶は、概ね生後一週間以内で落ちるが、臍部を脱脂



順序
圖解 嬰兒沐浴

綿及びガーゼを用ひて被ひ、よく保護せねばならぬ。

口 落ちてからは、傷の癒えるまで大切に扱ひ、不潔物の觸れぬ様、又摩擦せぬ様に注意せねばならぬ。

三 胎便

嬰兒が母の胎内に居る間に、腸内に溜つた排泄物を胎便と云ふ。粘氣ある暗緑色の軟便で、生母の乳を用ひるときは、概ね生後二、三日で排泄し終る。異状があれば、醫師の診斷を乞ふがよい。

四 生毛

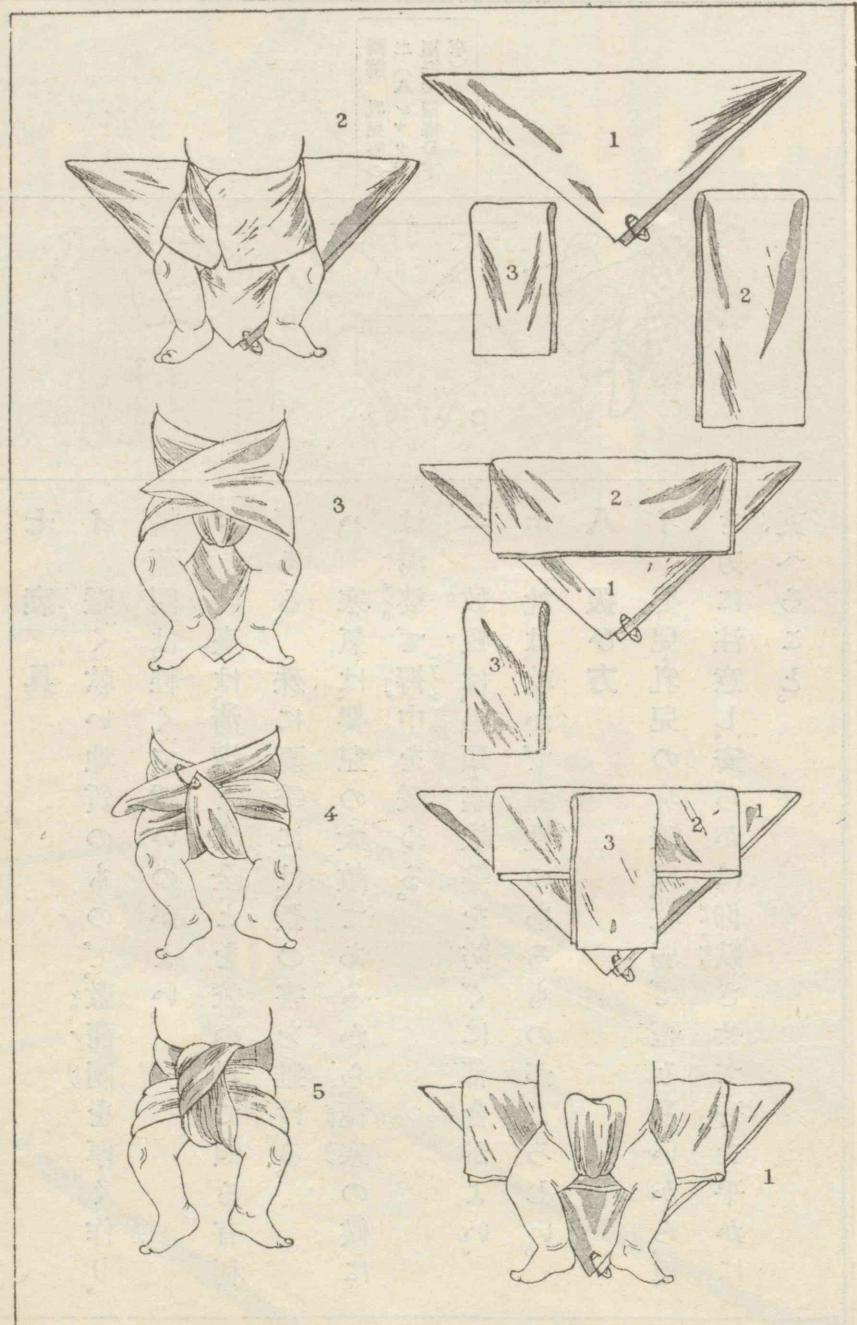
生毛は、軟い頭部を保護するものであるから、剃らぬ方がよい。又、頭部が不潔であると、腫物(オデキ)を生ずるおそれがあるから、よくこれを洗はねばならぬ。

五 衣服

イ 軽く軟かな地質で作り、白地がよろしい。

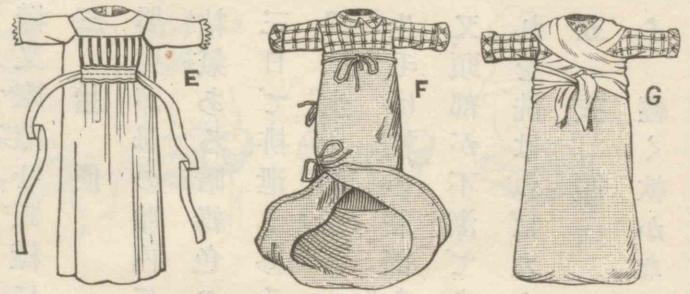
方てあの褓襁

育兒篇 嬰兒・乳兒



(す示をと序順の方てあの其と部各の褓襁)

圖解
乳兒服の
一 (上着F腰
足袋 2 液掛
3 長足袋
卷を開くG腰
巻を閉ぢる)

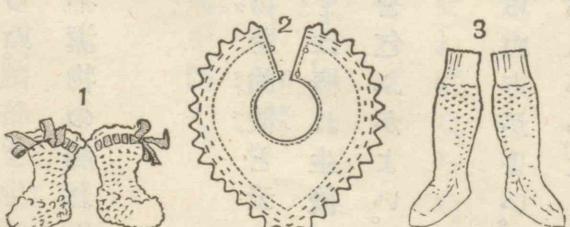


囗 仕立方を簡単にして、着せ易いやうに作り、附紐は後紐にして、前で緩やかに結ぶ。
ハ 補綻には、糊氣のない晒木綿、毛端の多くないフランネルを用ひ、
殊に縫ひ方に注意して、縫目の厚くならぬ様にする。

六 褒 褒

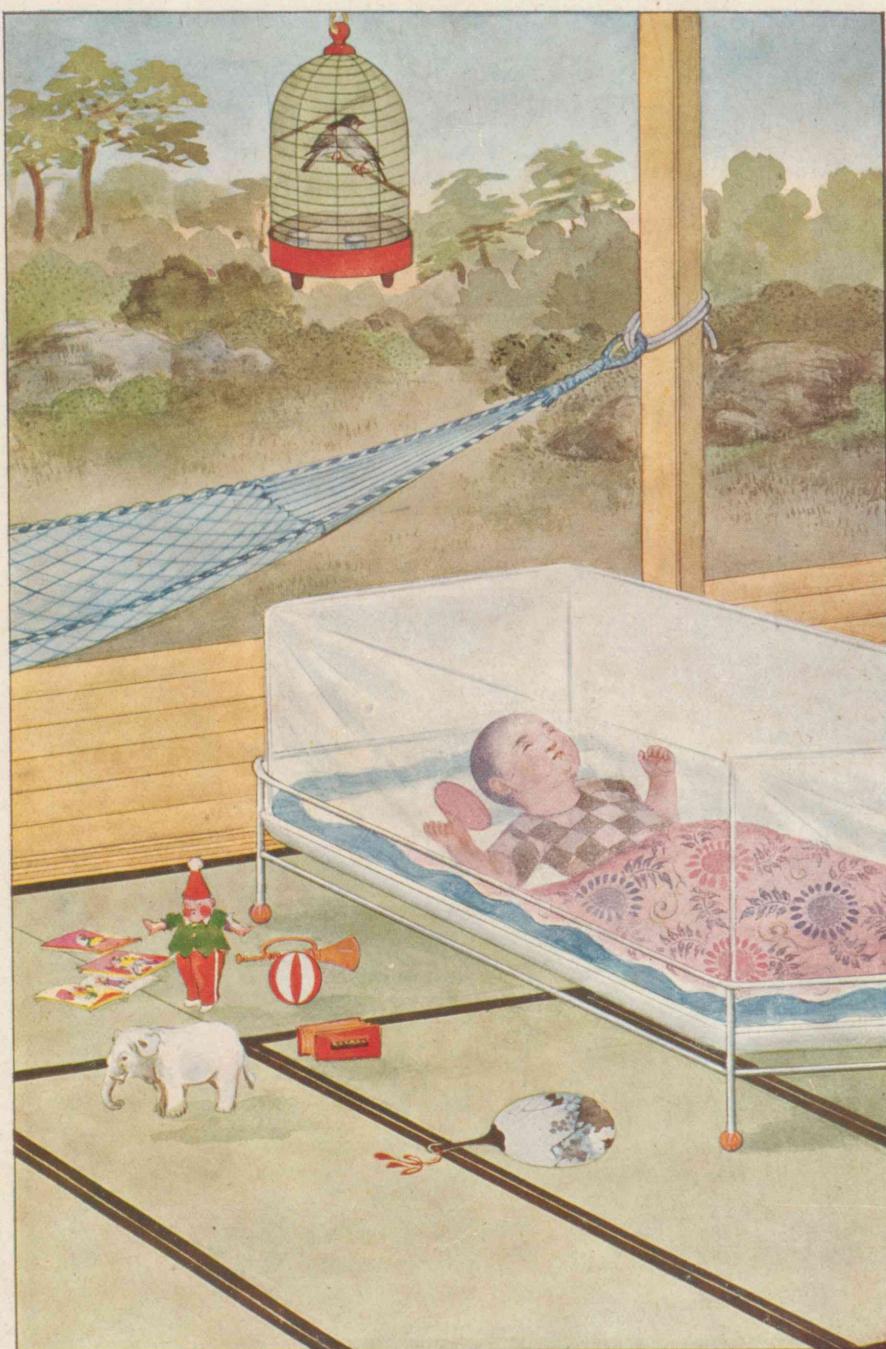
イ 木綿・フランネルのやうな軟質のもので、大きさの違つたものを作ること。
ロ 清潔を旨とし、また其の當て方にも注意すること。

ハ 濡つたものや、汚れたものを、當てぬこと。



育兒篇 嬰兒・乳兒

眠 睡



七 寢 具

イ 暖く軟い地質のもので、敷蒲團を厚く作り、掛蒲團は、軽くて暖いのがよい。

ロ 寝臺は、清潔と安全とを兼ね得て、頗る有利である。殊に夏季には、蚤の害を避ける。

ハ 寒氣は、嬰兒の大敵であるから、極寒の候には、湯婆^{ユダシボ}で、褲中^{ズボン}を暖める。

ニ 蚊帳^{カマヤ}は、蟲類・塵埃等を防ぐに都合がよい。

ホ 枕^{カカシ}は、軟かで彈性^{ダンセイ}のあるものがよろしい。
八 扱ひ方

イ 嬰兒・乳兒の身體は、軟弱で、歪^{ヨガ}み易いから、抱き方に注意し、安らかに仰臥^{キヤウグワ}させて、脊を平かに支へること。



圖解 乳兒の抱き方
(1) 良き抱き方
(2) 悪き抱き方
(3) 悪き抱き方
脊柱側彎)



口 寢せ方に注意し、仰臥と側臥とに依り、決して或る一方のみに片寝をさせぬこと。

第二節 哺乳

哺乳については、良質の乳汁を適度に與へることが主眼である。乳汁には、人乳を始め牛・羊・驢等の乳があるが、人乳が最も優つて居る。人乳は、消化が良く、溫度が適當で、乳養に便利である。生母によるのと、乳母によるのとの二法がある。

養に最も適して居る。授乳する母は、心身を健康にし、食物・衣服・起居等に注意し、強い感動を避け、若し身體に異状ある時は、直ちに醫師の診察を受け、其の指圖に従ふがよい。

甲 自然哺乳の長所

イ 母乳は、乳兒の發育につれて變化する。最初は、甚だ淡くて嬰兒の飲用に適し、緩下劑の效能を具へて胎尿の排泄を容易にし、乳齡の長ずるに従ひ、乳兒の體質に適する榮養素を含むやうになる。

ロ 母體は、授乳によつて早く肥立ち、健康を増進する。

ハ 授乳によつて母子の愛情を濃かにする。

乙 授乳に就いての心得

イ 度數 日々の授乳は、規則正しく行ふべきで、時を定めず猥に授乳するのはよろしくない。晝は初期には、約二時間隔きに

し、日數の経つに従つて三時間・四時間隔きにする。夜は、初め一ヶ月間は就寝時・夜中・曉方の三回とし、以後は二回に減らし、漸次全廢する。但し乳兒の健康狀態で、多少斟酌せねばならぬ。

ロ 分量 每回の分量は、乳兒が満足して乳首を離すのを程度とし、普通は十五・六分間授乳する。

ハ 方法 乳兒を靜に抱き上げて、授乳するがよい。抱寢のまゝ授乳すれば、乳房で口鼻を塞ぎ、乳兒を窒息させる恐がある。

生母の體質が悪いとか、乳質が不良若しくは乳量が不足であるとか、其他特別の事情があつて、自然哺乳法を行ひ難い場合には、或は乳母に依り、或は所謂人工哺乳法に依つて、一部若しくは全部の哺育をする。

二 乳母

乳母は生母に代つて、愛兒を哺育するものであるから、充分に注意して、適當な乳母を選ばねばならぬ。左にその選擇の要項を擧げよう。

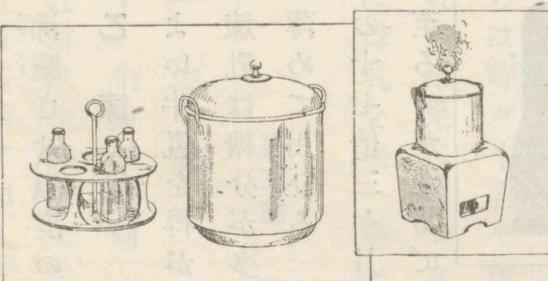
乳脂	蛋白質
七・六 七・七 七・八 七・九	一・五 一・六 一・七 一・八
人乳	牛乳
四・四 四・五 四・六 四・七	三・三 三・四 三・五 三・六

- イ 二十歳乃至三十五歳でなるべく生母の年齢に近いもの。
ロ 體質が強健で、血色がよく、且風采の醜くないもの。
ハ 遺傳病や精神病などの病氣のないもの。
ニ 乳質良く乳量多く、產期が生母と大差のないもの。
ホ 性質温良で、愛情に富み、清潔を好むもの。
- ヘ 言語や舉動が上品で、且正しい理解力のあるもの。
- 乳母を雇入れた上は、親切に哺乳の心得を教へ、攝生法を守らせ、乳兒哺育の一切の仕事に當らせるのである。
- ミ 人工哺乳 哺乳に用ひるものに驢乳、羊乳等があるが、得易くて便利なのは牛乳で、之に生乳と煉乳とがある。
- 甲 生乳 牛乳は、人乳に較べると、蛋白質、脂肪が多く、濃厚であるが、乳糖が少なく、甘味が薄く、消化がよろしくない。

イ 強壯無病の乳牛の乳汁で、混合物があつてはならぬ。

ロ 牛乳は、濃厚であるから、約八ヶ月間は、適度の水を加へ、薄めて用ひる。

器解 牛乳煮沸



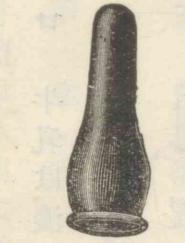
兒 齡	湯對牛乳一割合溫		
	生後一週乃至三週	三・〇	四・〇合
四週乃至二ヶ月	二・〇	六・〇合	八
三ヶ月乃至四ヶ月	一・五	七・五合	七
五ヶ月乃至六ヶ月	一・〇	八・〇合	七
七ヶ月乃至八ヶ月	〇・五	七・五合	六

- ハ 乳糖の少いのを補ふ爲め、適量の白砂糖を混ぜる。
- ニ 溫度は、人體の平溫位が適當で、熱すぎたり、冷たすぎれば、消化を妨げる。
- ホ 新鮮で、豫め煮沸を加へたものが、無害安全である。鍋で沸かして、哺乳壺に移すのは、

黴菌がはいるおそれがあるから、牛乳煮沸器を用ひて十分間程沸騰させ、溫度の低い場所に置いて、入用の際に取出すがよい。

乙 煉乳

よい牛乳を得がたい場合には、煉乳を用ひる方が安全である。煉乳は糖分が多く過ぎて、乳兒の胃腸を害するから、温湯で適度に薄めて用ひる。温湯は、煉乳一に對して、最初は十八倍、二ヶ月目の十七倍、三ヶ月目の十六倍等順次に減じて、九ヶ月目の十倍に至るのが適當である。



【哺乳器】 牛乳・煉乳を哺ませるには、哺乳器を用ひるがよい。哺乳器には色々あるが、前記の牛乳煮沸器中の硝子瓶に、護謨製の乳首を添へたものは、使用が簡便で、また衛生にも適してゐる。すべて哺乳器は、使つてから熱湯を用ひて丁寧

圖解 哺乳器
(右は乳首)

に洗ひ清めねばならぬ。不潔にしておくと、往々下痢・鶴口瘡にかかることがある。

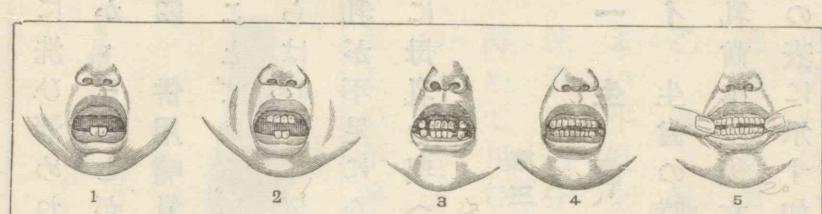
四 併用哺乳 併用哺乳とは、母乳と代用品とを併せて用ひることである。すなはち母乳に依る場合も、生後一二ヶ月目頃からは、時々牛乳や煉乳を哺ませる方がよろしい。さうすれば、母乳が不足になつた場合、又は母が止むを得ぬ事情で、一定の時間に母乳を與へ難い場合に、便利である。

第三節 生齒・離乳

一生齒

イ 生齒の時期 乳齒は生後六・七ヶ月目頃から生え始める。其の順序は、概ね次の表に示す如くである。

圖解 生齒の寫
眞1.生後六、七ヶ月頃下頸の内門歯二枚。2.生後九ヶ月乃至十二ヶ月上頸の外門歯二枚と第一小臼歯四枚。3.生後十八ヶ月頃下頸の内門歯二枚。4.生後二歳頃第二小臼歯四枚。

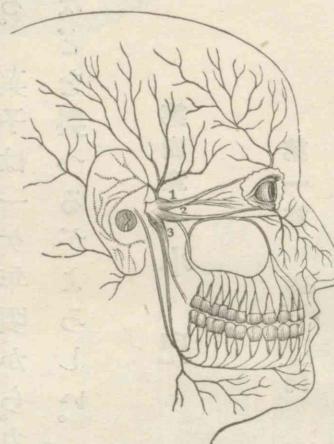


第一(6—8)	内門歯四枚
第二(7—12)	外門歯四枚
第三(12—18)	第一小白歯四枚
第四(16—24)	犬歯四枚
第五(24—36)	第二小白歯四枚

口 生齒期の注意

上表の二十枚は、満二ヶ年半頃までに生え揃ふもので、七八歳となれば抜け代つて永久歯が生える。永久歯は、前の二十枚に、大臼歯八枚、智歯四枚の加はつたもので、三十一枚である。

圖解 齒の神經
(1)眼と耳と頸とに通ずるもの
(2)上頸骨神經
(3)下頸骨神經



二 離乳

離乳は急でなく漸次にすべきもので、其の時期は、乳兒の體質と發育の状態によつて一定しない。早過ぎれば乳兒に悪く、遅過ぎれば乳兒に害ある上に、母親を衰弱させる。先づ乳齒發生の頃から、離乳の準備を始めて、漸次に普通の食物に代る様につつてやる。また護謄板等を噉ませて、乳齒の發生を促すもよい。

める。最初は、葛湯・稀粥・スープ等を與へて、哺乳の度數を減らし、満一歳の頃から、牛乳・半熟卵・粥等を加へ、歯が揃ひ、唾液の分泌の盛んになつた頃、全く離乳すべきである。それで全くの離乳は、一ヶ年半後二ヶ年頃で、それも盛夏又は乳兒の健康に異状ある時を避けねばならぬ。

離乳後は、前記の食品以外に、消化し易い魚肉・野菜・米飯等を與へる。菓子は一ヶ年頃から、カステーラ・ウェーファー・ビスケットなどを與へるがよろしい。

第四章 小兒

第一節 養育

小兒期に入れば、子供は漸次に自動的となつてくるから、食物を

洋式小兒室



始め衣服・居室の適當なものを給與するは勿論、運動・睡眠等に對して、特殊の注意を拂はねばならぬ。

一 食 物

イ 漸く消化器が整ひ、消化液の分泌も盛んになつてくるから、食品を狭く制限する必要はないが、刺戟性の強いもの、冷熱に過ぎるものを受けねばならぬ。

ロ 消化し易いやうに、専ら調理に注意し、調味を變化して、食物に好嫌ひのできるとを避け、食慾の不同を調節して、胃腸を損することのないやうにせねばならぬ。

好嫌

ハ 朝晩の食事の外、一二回の間食を加へてもよいが、時を定めず食物を與へてはならぬ。

ニ 食事の際は、姿勢を正し、喧騒・不行儀を避け、急がずによく咀嚼させ、顔・手・足・口中等を清潔にせねばならぬ。

二 衣服

イ 小兒は成長が速いから、衣服は質素輕便を旨とし、又衛生に留意して、活潑な運動を妨げぬやうにする。

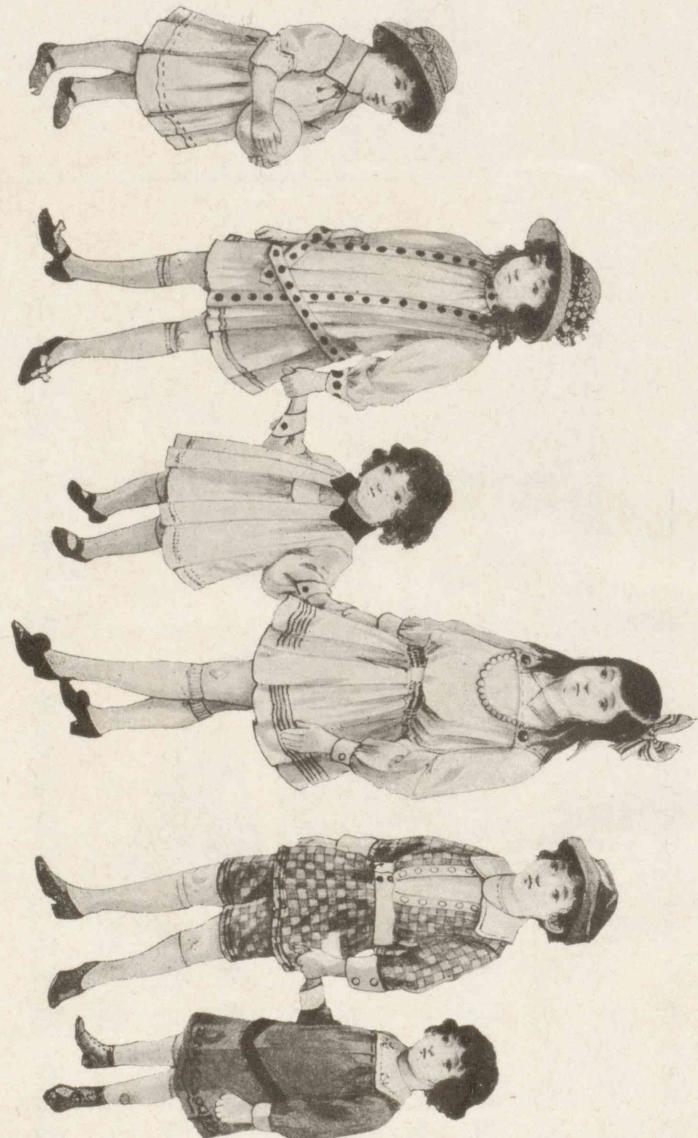
ロ 廣い筒袖、簡単な洋服がよろしく、腰揚帶附紐等に注意して、胸部を緊縛せぬやうにする。

ハ 厚着は皮膚を弱くするから、出来る丈薄着に慣れさせ、頭巾帽子は軽く緩く、足袋履物は稍大さくする。

ニ 常に衣服を清潔にし、洗濯に便利な前掛上張等を着せる。

三 運動

イ 生後八・九ヶ月の頃から匍匐を始め、十五・六ヶ月頃には、歩行が出来るやうになる。歩行は、熟練に俟つべきものであるから、小兒の手を引いてむりに歩行を促してはならぬ。圖のやうな滑走圓轉機・步行吊帶等を用ひれば、安全である。



◎ 図の如き並用一二

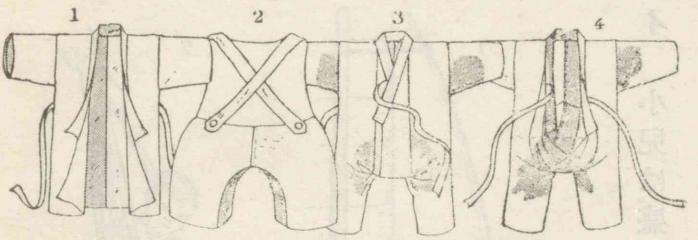


小兒は盡る
月 睡眠

を防いで熟睡させねばならぬ。

口 寝衣には、軽くて暖いものを寬かに着せ、殊に腹部の冷えぬやうに、寝冷え知らず^{らづ}を用ひるがよい。

圖解 小兒用寝衣
1 普通衣。
2 寢冷え知らず
3 寢冷え知らず



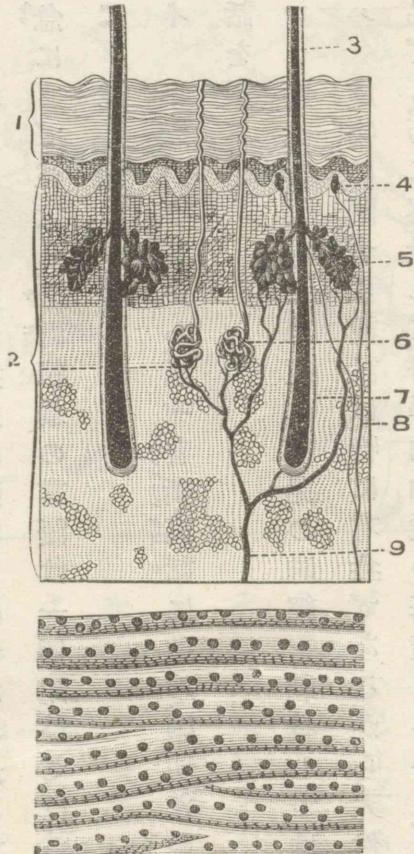
ハ 睡眠の時間は、十二三時間の外、晝寝をさせて、睡眠不足にならぬ様にせねばならぬ。
ニ 每夜就蓐^{シヨク}の前に、必ず顔・手・足を洗ふ良習を養ひ、又よく寝具に注意せねばならぬ。

五 入浴

イ 入浴は、皮膚の不潔を除くばかりでなく、心身に活氣を與へ、小兒に著しい效能がある。夏は毎日、冬も隔日位に入浴させるがよい。

ロ 湯が熱過ぎるのは有害である。浴後は、

圖解 上、皮膚の解剖
1 表皮。
2 真皮。
3 毛。
4 神經末端。
5 脂肪。
6 汗腺。
7 毛根。
8 神經。
9 毛細管。
下、皮膚の表面の一部を廓大したもの。



身體をよく拭ひ、速かに衣服を着せて、感冒に罹らぬ様に注意する。

ハ 每朝、

顔と手とをよく洗ひ、頭髪^{カミ}を梳^{ケタ}り、尙ほ冷水摩擦等を行はせて、つとめて皮膚の抵抗力を強くする。

第二節 保育

幼兒の保育は教育の基礎で、家庭教育の本源である。幼兒の天

性に基づき、周囲の事情に鑑み、人生初期の知識・技能の習得、及び徳行の萌芽を啓發することに努めねばならぬ。

一 言語

イ 言語は、模倣で發達するものであるから、幼兒の周圍にある母親其の他は、常に簡明で、その上、立派な言語を用ひねばならぬ。
ロ 幼兒の模倣力は、案外に強いものであるから、言語の抑揚緩急にまで注意し、野鄙・粗暴の言語は一切用ひてはならぬ。

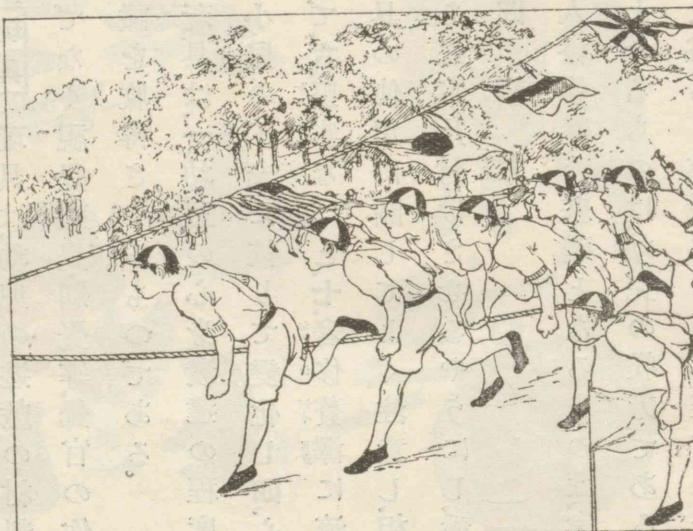
二 説話

イ 卑近の事實から、漸次昔々寓話に進み、適切なお伽噺・外國童話を選ぶ。
ハ 興味を偏重し、過度に小兒の神經を刺戟してはならない。庶物に關する説話は、特に有益であるから、天然物でも人工品でも、巧に解説して、科學的知識の基礎を與へる。

三 遊 戲

イ 小兒は、活動して靜止することなく、愉快に日を送る。その間に體力を増し、共同和樂の眞情を覺り、色々の知識を收得するものであるから、よく遊戯の指導に注意せねばならぬ。
ロ 殊に戶外遊戯は、身體の健康を増すほかに、精神を爽快にし、自然物の觀察に慣れさせ、又徳性を涵養する。

ハ 遊戯は、危険なことのない限り、なるべく干渉しないで自由



圖解 小兒の戸外遊戯

鬼戯・環廻・旗取・
環投・競走・綱曳等

にまかせるがよい。

玩具 玩具は、幼兒の遊戯の材料となり、心を樂しませるばかりでなく、視覺・聽覺・觸覺等、覺官の作用を發達させ、兼ねて色々の知識を收得させるものである。

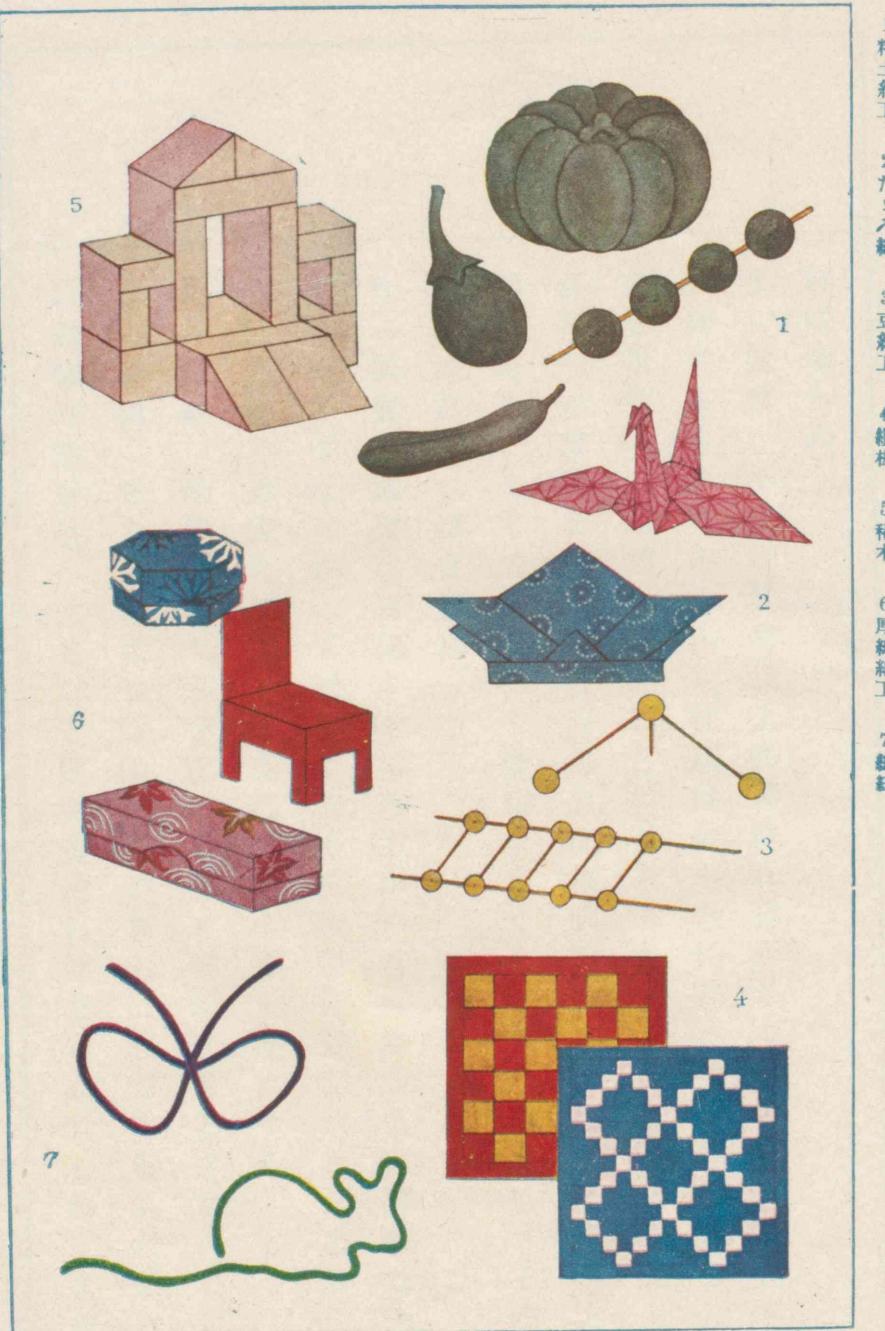
玩具は、一、幼兒の心身發達の程度に適し、二、小兒の嗜好に適ひ、三、小兒の工夫に依りて變化し、四、心情の陶冶^{ダラヤ}を資け、五、衛生上安全で、六、堅牢^{タツラ}なこと、七、奢侈贅澤^{ゼイダク}に流れぬこと等を條件とする。玩具の使用に關してよく注意し、相當の容器を與へて、使用後は直ちに取片付けさせるやうにし、愛護・整頓等の良い習慣を養ふ。

四 賢方

人格修養の基礎となるものは、家庭教育であり、家庭教育の基本となるものは、幼兒の賢方である。母親たるものは、細心の注意と溢るゝ慈愛とを以て、賢方の任に當り、品性陶冶^{ヒンセイタラヤ}の效を全うせ



物工細の兒小



ねばならぬ。

イ 従順 小兒は、父母・長上に養はれ、導かれて、はじめて立派に成長するものであるから、従順は最も大切な小兒の徳である。命令・指導は、(一)道理に適ふこと(二)愛を以てすること(三)父母・長上が同一の歩調をとること(四)命令は報酬を約束せぬこと等が、大切である。そして、なるべく獎勵を多くして、禁止を少くするやうに注意せねばならぬ。

ロ 誠實 誠實は、百徳の本であるから、言行に虚偽^{キヨギ}表裏^{ハラハラ}のない様、戒めねばならぬ。又過^{アヤ}ちて改める美德を、賞すべきである。

ハ 克己 勇氣を鼓舞^{アゲ}して、克己忍耐の徳を養はせる。

ニ 規律 秩序を守り、規律を正しくし、整頓を旨とする。

ホ 禮儀 正しい禮儀は正しい心のあらはれであるから、正しい禮儀作法を教へて、良い習慣を養はねばならぬ。しかし、よく

幼兒の心身の發達の程度を考へて、天真爛漫の美をそこなはぬやうにするがよい。

ヘ 勤儉 幼時から無性怠慢の習癖を矯め、奢侈贅澤を戒め、質素儉約の趣旨を實行させねばならぬ。

ト 賞罰 賞罰は、善を獎め惡を懲すといふ趣旨にかなふやうにせねばならぬ。(一)公平なこと(二)安らぎに行つてはならぬこと(三)即時に行ふこと(四)罰を軽くして賞に重きをおくこと等に注意する。右の外、周圍の事情に注意し、殊に朋友の感化の著しいことを忘れてはならぬ。

第三節 疾病

小兒は、身體の組織が軟弱であるから、とかく氣候の變化、空氣の

不潔、榮養不良等のために、病に罹り易い。そして小兒は、自ら病氣の容態を訴へ難く、且概ね病勢が速かに進むから、母親は常に我が兒の身體に注意し、異狀の現れた際には、速かに適當の處置を取らねばならぬ。今左に、普通の小兒病の大要を述べよう。

一 消化不良 初生兒・哺乳兒に最も多く、乳を吐き、青便を通じ、安眠し得ぬ等はその徵である。哺乳量の過多、乳汁の過濃、哺乳器の不潔、哺乳後の不注意或は乳汁の腐敗に基づく事が多い。

二 鶩口瘡 哺乳兒の口内が不潔の爲め、細菌が寄生して起る。最初は、舌面・口腔粘膜に白色の點を生じ、又腫れて赤くなり、口中が乾く。重症は、白點が漸次に擴がつて咽頭に及び、發聲を妨げ、青便を通じ、手足冷えて發熱・咳嗽・呼吸困難等を起す。乳汁の不良、空氣・乳房・哺乳器等の不潔は、本病の原因となる。

三 百日咳 流行性の小兒病で、感染が頗る速く、大抵數ヶ月間

病むので、此の名がある。烈しい咳嗽が出て、その發作中は顔面が眞紅になり、涙を流し嘔吐を催し、甚しいものは苦痛の状見るに忍び難い。肺炎等の餘病を起し易いから、注意せねばならぬ。豫防法は、患者に近づかせぬことと、風邪をひかせぬことである。

四 實扶的利亞 始は咽頭に白い斑點ができ、次第に擴がつて氣管内に白色の義膜を生ずる。劇烈な傳染病で、感染が速かであるから、直ちに醫師の血清注射を受けるがよい。

五 瘡疹 傳染病の一種で、最初は、感冒のやうに甚しく發熱し、顔面赤く、噴嚏・咳嗽・涙液が出て、頭痛を起すと共に顔面に發疹し、次第に全身に及ぶ。この病は、特に身體の冷えることを忌むから、保溫に注意し、全快後も一二週間は、外出させぬ方がよい。

六 痘瘡 発熱に始まり、嘔吐・頭痛を催し、遂に發疹する惡性の

乳兒死因別原(年一十正大)

種	別	
	男	女
畸形及先天性弱質	三、二五三	三、六四三
下痢及腸炎	四、七六一	四、一五五
肺炎及氣管支肺炎	三、五九	三、四〇〇
腦膜炎	二、八四〇	二、四六
慢性氣管炎	一、七五九	一、七五
急性氣管炎	一、七四九	一、七四
膜	一、七四九	一、七四
胃炎	一、七四九	一、七四
腎臟炎及ブライト氏病	一、七四九	一、七四
皮膚及運動器の疾患	一、七四九	一、七四
腹膜炎	一、七四九	一、七四
外心臓器質疾患	一、七四九	一、七四
流行性感	一、七四九	一、七四
核性脳膜炎	一、七四九	一、七四
此の他不明不詳の原因を除く。		

格體均平童兒

年齢	年	
	男	女
四週間	三、二九	三、二九
二月	六、二七	六、二七
三月	四、三二	四、三二
四月	三、六〇	三、六〇
五月	三、二九	三、二九
六月	三、一九	三、一九
七月	二、九〇	二、九〇
八月	二、七九	二、七九
九月	二、六八	二、六八
十月	二、五七	二、五七
十一月	二、四六	二、四六
十二月	二、三五	二、三五
一年	二、二四	二、二四
二年	二、一三	二、一三
三年	二、〇二	二、〇二
四年	一、九一	一、九一
五年	一、八〇	一、八〇
五年半	一、七九	一、七九
六年	一、七八	一、七八
六年半	一、七七	一、七七
七年	一、七六	一、七六
七年半	一、七五	一、七五
八年	一、七四	一、七四
八年半	一、七三	一、七三
九年	一、七二	一、七二
九年半	一、七一	一、七一
十年	一、七〇	一、七〇
十年半	一、六九	一、六九
十一年	一、六八	一、六八
十二年	一、六七	一、六七
十三年	一、六六	一、六六
十四年	一、六五	一、六五
十五年	一、六四	一、六四
十六年	一、六三	一、六三
十七年	一、六二	一、六二
十八年	一、六一	一、六一
十九年	一、六〇	一、六〇
二十年	一、五九	一、五九
二十一年	一、五八	一、五八
二十二年	一、五七	一、五七
二十三年	一、五六	一、五六
二十四年	一、五五	一、五五
二十五年	一、五四	一、五四
二十六年	一、四五	一、四五
二十七年	一、四五	一、四五
二十八年	一、四五	一、四五
二九年	一、四五	一、四五
三十	一、四五	一、四五
三十一年	一、四五	一、四五
三十二年	一、四五	一、四五
三十三年	一、四五	一、四五
三十四年	一、四五	一、四五
三十五年	一、四五	一、四五
三十六年	一、四五	一、四五
三十七年	一、四五	一、四五
三十八年	一、四五	一、四五
三十九年	一、四五	一、四五
四十	一、四五	一、四五
四十一	一、四五	一、四五
四十二	一、四五	一、四五
四十三	一、四五	一、四五
四十四	一、四五	一、四五
四十五	一、四五	一、四五
四十六	一、四五	一、四五
四十七	一、四五	一、四五
四十八	一、四五	一、四五
四十九	一、四五	一、四五
五十	一、四五	一、四五
五十一	一、四五	一、四五
五十二	一、四五	一、四五
五十三	一、四五	一、四五
五十四	一、四五	一、四五
五十五	一、四五	一、四五
五十六	一、四五	一、四五
五十七	一、四五	一、四五
五十八	一、四五	一、四五
五十九	一、四五	一、四五
六十	一、四五	一、四五
六十一	一、四五	一、四五
六十二	一、四五	一、四五
六十三	一、四五	一、四五
六十四	一、四五	一、四五
六十五	一、四五	一、四五
六十六	一、四五	一、四五
六十七	一、四五	一、四五
六十八	一、四五	一、四五
六十九	一、四五	一、四五
七十	一、四五	一、四五
七十一	一、四五	一、四五
七十二	一、四五	一、四五
七十三	一、四五	一、四五
七十四	一、四五	一、四五
七十五	一、四五	一、四五
七十六	一、四五	一、四五
七十七	一、四五	一、四五
七十八	一、四五	一、四五
七十九	一、四五	一、四五
八十	一、四五	一、四五
八十一	一、四五	一、四五
八十二	一、四五	一、四五
八十三	一、四五	一、四五
八十四	一、四五	一、四五
八十五	一、四五	一、四五
八十六	一、四五	一、四五
八十七	一、四五	一、四五
八十八	一、四五	一、四五
八十九	一、四五	一、四五
九十	一、四五	一、四五
九十一	一、四五	一、四五
九十二	一、四五	一、四五
九十三	一、四五	一、四五
九十四	一、四五	一、四五
九十五	一、四五	一、四五
九十六	一、四五	一、四五
九十七	一、四五	一、四五
九十八	一、四五	一、四五
九十九	一、四五	一、四五
一百	一、四五	一、四五

國體古事記

此の書不讀不讀の如也。

第一期	出生より翌年六月に至る間、但し不善感なる時は、翌年六月に至る間に更に種痘を行ふ。
第二期	數へ歳十歳、但し不善感なるときは翌年十二月に至る間に於て更に種痘を行ふ。定期前二年以内に善感した種痘は第二期種痘と看做す。

傳染病で、この病に罹ると死亡するか或は痘痕ウツルンを残すかであるが、幸に豫防の種痘がある。

種痘

法令上、必ず第一期と第二期とに行はねばならぬ。生後三・四ヶ月乃至五六ヶ月迄の間は、最も種痘に適してゐる。しかし天然痘流行の際には、生後一ヶ月以内でも種痘を施してよい。

七 瘡撃ヒヤク

消化不良・發熱・神經の刺戟等の原因で、突然起ることがある。主に弱い小兒に起るもので、全身の筋肉が引き釣つて顔色が蒼白となり、時に喪神する。此の際は、小兒を静かに仰臥させ、帶を解いて着物を緩かにし、顔面に冷水を噴きかけ、頭部に

冷罨法レイソクを施し、又、脚部に芥子泥カラシナを貼り、醫師の來診を待つがよい。

八 腦膜炎ノウモクエン 発熱して嘔吐や頭痛を催し、食慾減じ、屢々瘡撃ケイレを起し、身體を疲勞させる。経過は一様でないが、小兒病中最も恐るべき病であるから、早速、醫師の治療を乞はねばならぬ。四・五歳

迄が最も多く、重いのは殆ど回復の見込がなく、辛うじて回復しても、或は盲目となり或は白痴となることがある。

九 疫痢 七・八歳までの小兒に多い、猛烈な急性の傳染病である。下痢に始まり、嘔氣・腹痛を催し、四十度以上の高熱を發して粘液便を通じ、やがて痙攣を起して昏睡状態に陥り、多くは發病後二十四・五時間内に死去する。夏秋の頃は、特に飲食物寢冷えに注意せねばならぬ。不幸にしてこの病に罹つたときは、速かに醫師の來診を乞ふべきである。

第五章 子女

第一節 母の責務

尋常小學校で義務教育を了へ、中等程度の教育を受ける頃は、漸

く學校教育に重きを置くけれども、家々に特別な事情があり、各人に特種の素質があるので、やはり家庭教育によらねばならぬものが多い。中にも訓練・躰方等は、父母の權威と慈愛とに基づかねば、良好な結果が得られない。かつ家庭は、學校で習つた知識・技能を實地に行ふのに、最も良い場所と機會とを與へるものである。かうして子女は、父母の恩愛に感激して、家庭を^{オサシバカ}慮り、自己を重んずる念を生じ、名を揚げ、家を興さうと努め、社會國家に盡すべき有爲の人物となることが出来る。

子女教育に對する家庭の任務は頗る重い。殊に母親は、家居して子女に接する場合が多く、かつ性質上、子女の品性陶冶に關して、父親よりも一層重い責任をもつものである。

第二節 家庭教育

家庭教育は、少年期と青年期とて、その標準を異にする。

少年期では、主に學校教育の缺陷である個別的の取扱を實行し、各學科に亘つて子女の長所・短所をよくしらべて、指導の参考にするがよい。殊に理科・博物等の實驗的學科は、家庭の指導について、眞の理解と興味とを與へることができる。青年期には、最も品性の陶冶に注意し、交友・讀書等を選択させねばならぬ。特に適當の機會に於て、性に關する知識を嚴肅に授けることが必要である。

今、左に家庭教育にたづさはる母親の注意の概要を述べよう。

一 読書 読書を好む習慣を養ふべきことは勿論であるが、書物の選擇を謬り、又は濫讀・耽讀をさせてはならぬ。適當な書籍を選定し、又讀書時間を適當に與へる。

二 書翰 受取葉書等は、子女に代筆させるがよい。又子女と

學友等との手紙の往復には、適當に監督せねばならぬ。

三 簿記 マカナヒ 賄帳の記入、通帳の突合せ、現金帳の計算、月算表・年計表の下拵に當らせて、家計整理の實際を覺らせる。

四 接客 來客に對する取次・拶挨等を適宜に習得させる。座作進退の敏捷・優雅なるやう、躊躇ねばならぬ。

五 遊戯 無邪氣な室内遊戯はよいが、圍碁・将棋・骨牌等には注意を要する。戶外遊戯は、子女の體質・氣質を考へて、種類を選択せねばならぬ。遊戯に關して、最も注意せねばならぬことは、娛樂に耽つて課業を怠り、熱中の餘り、言語・動作が粗野になるの類である。

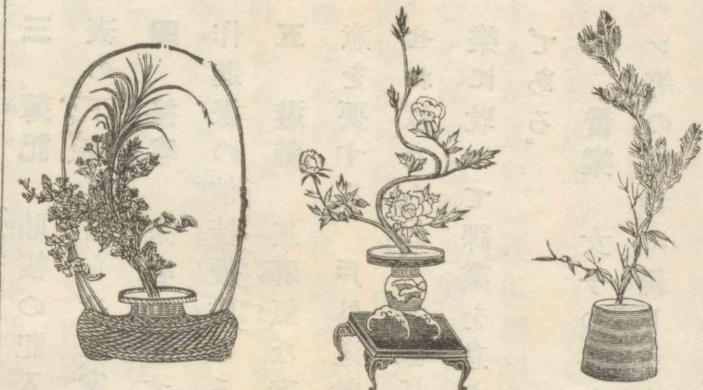
六 音樂 女子のたしなみとして、琴・三味線・ピアノ・ヴァイオリン等の樂器に親しませるはよいが、師匠の選擇、費用・風儀の點等に注意せねばならぬ。



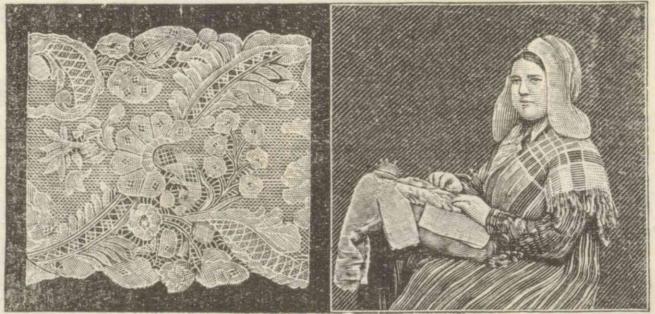
琴彈 湯の茶 奏彈ノヤビ

圖解
挿花(右
より池ノ坊流遠
州流小笠原流)

- 七 挿花** 活花には色々の流派がある。一技として習得するに易く、又上品な娛樂ともなる。
- 八 茶の湯** その由來をわきまへて、質素を旨とし、座作・進退に趣あるやうにすることが肝要である。
- 九 煎茶** 煎茶を用ひる場合は多いが、兎角無難作に流れ、茶の品種をも顧みぬは、無趣味の至りである。普通茶・番茶・玉露茶に就いて、一應その用ひ方を心得て置くがよい。
- 一〇 調理** 食物を實地に調理させて、忠實節約・秩序等の徳性を修養させる。來客の食品の見計らひ



圖解 手藝の一
(レースの編製
とレース)



について相談し、日々の獻立を作らせるなどは、練習として效有るばかりでなく、主婦の苦心を了解させ、又、食物調理の實際に對する興味を起させる。

二 裁縫 なるべく實用向の衣類をつくり、強ひて早縫をさせないで、優雅と丹念の心とを養ふにつとめる。

三 手藝 刺繡・編物を始め、袋物・組絲・造花等の其他種々の細工物等がある。器用・不器用を考へ、好みに應じ、かつなるべく實用的のものを選んで習はせるがよい。

イ 刺繡は、切地の品位を高め、又廢物同様の小切を利用することができ、かつ手軽で、模様・色彩を自在に繡出すことが出来る。



13 カーネーション

14 スキートビー

15 チュウリップ

16 ランタナ

17 カンナ

18 フリージャー

口 編物は、軽便で談笑の間にも出来、かつ元來實用向のものであるから、適宜の品種について、編方を習得・熟練させるがよい。帽子・花菖蒲下・皿敷・卓子掛等がある。

三 洗濯 方法と器具との改良に依つて、不便を除く事が出来る。衣服の清潔保存に關係が深いから、簡便な手段で、充分に效果のある様につとめねばならぬ。

四 洒掃 第一步の家務手傳として好適である。家庭の管理に必要な清潔整頓に關係が深く、又勤労の大切なことがわかり、努力を厭はぬ良い習慣を養ふ。しかし、子女の體質・課業などについて、考へてやらねばならぬ。庭園の掃除・草取等も、趣味と運動とを兼ね得るものである。

五 栽培 花卉・蔬菜の栽培には、家庭的趣味が伴ふ。觀賞用の花卉は、土産と外産とに分れ、其の種類が多い。或は花を賞し、或

は葉を愛し、或は枝振樹状を賞して、愛玩の趣旨は、一様でない。栽培し易いものを選び、栽培の方法を指導し、花卉を育成する趣味をさとらせる。蔬菜は、主に食用となるものであるから、おのづから栽培の趣旨も異なり、風味を賞し、珍物を誇るも面白い。

古昔の文人雅士は、植物の用意を、大都好んで、人

文雅の趣を取る。連れて出来本の如き、古事記傳、詩集なども

「人情書」の如きである。古語や韻を、古よりかく傳承の意を留むて、

古來の風習を記録するものである。

古來の風習を記録するものである。

第三編 看病

第一章 看護

第一節 婦人と看病

「人は病の器なり」との古語がある。どんなに衛生の道が開けても、疾病の難を免れる事は出来ないから、治に居て亂を忘れず」といふ古語のやうに、吾等は、常に病時の用意がなければならぬ。殊に病を治するは、一に看病、二に薬で、實に看病が大切である。婦人は、家庭の天使、家族の慰安者として、家族が病氣にかかるやうに、又病人の爲には、病苦を出来るだけ軽くするやうにつとめねばならぬ。故に主婦たる者は、看病法の大要を心得、病人が

出來た時は、適當の醫藥に依り、意義ある看護を盡さねばならぬ。

第二節 醫師の招聘

醫師に關しては、其の選擇を慎み、厚く信用せねばならぬ。

イ 住宅附近の醫師中、學識深く、經驗に富み、世間に信用ある人を選びて、主治醫師とすること。

ロ 専門醫を要する病症の場合には、主治醫師と相談の上、立會醫師を招聘すること。

ハ 醫師を招く時には、必ず先づ病人の容體の概要を、書面・電話又は口頭で知らせること。

ニ 一旦醫師に依託した以上は、みだりに醫師を換へ、又は自己の意見で命令を變へぬこと。

尙ほすべて病氣は、早目に醫師の診察を受ける事が必要である。

専門醫
内科・外科
眼科・耳鼻咽喉科
小兒科・産婦人科
皮膚科・泌尿科等

第三節 看護の心得

主婦及び其の帮助者は、親身の看護者として、熱誠・同情に不足がなく、病人に對して頗る有益であるが、その上深い思慮と敏捷な動作との必要な場合が多い。今左に、看護者の心得を擧げよう。

イ 病人は、大人も子供のやうになるものであるから、柔和と忍耐とが必要である。しかし或程度の厳しさを具へねばならぬ。

ロ 病人の信用・信賴を受けることは、看護の基礎である。

ハ 精神の慰安につとめ、幾分なりとも病苦を忘れさせる事は、回復を速かにするよい方法である。

ニ 看護者は、醫師の命令をかたく守らねばならぬ。

ホ 看護日誌を作つて、醫師の参考に供する。

ヘ 醫師來診の際は、その命令に従ひ、手助けをする。

豫後とは醫師が診

断した以後の経過

のこと

ト 診察後は、別室で薬用・攝生等に關する指圖^{サシツ}を受ける。
チ 看護者は、病人の面前で、豫後^{ヨコ}をたづねてはならない。
リ 看護者は、自己の衛生にも注意して、熱心に心よく、事に當らねばならぬ。

第二章 介抱

第一節 居室・衣服・臥床

日光の直射は病室にとりてはる有利である。頗病症状がにより病人の希望に従ひ、日除・窓掛等に依りて適當調節する必要がある。燈火に就いても適當の扱が肝要である。

一 居室

イ 位置 居室は、閑靜で、日當のおだやかな空氣の流通のよい處を選ぶ。

ロ 廣さ 六疊敷以上の廣さで、なるべく天井の高いがよい。

ハ 備品 室内には、看護上心要の器具と、病人慰安の物品とを

備へ、かつ多少の裝飾を加へる。

ニ 掃除 清潔整頓に注意し、又毎日一回乃至三回、十五分間以内換氣を行ひ、尙ほ臭氣・塵埃の生じた時は、其の都度換氣を行ふ。
ホ 溫度 普通攝氏の十五度乃至十八度が適當で、劇變のないやうに注意する。室内を暖めるのに、火鉢・炭爐等を用ひる場合は、空氣の乾燥を防ぐために、鐵瓶・金鹽等に水を入れてかけ、又は濡れた布片を適當な處にかけて蒸氣を發散させる。又涼しくするには、氷塊を鹽に盛つて臥床の近くに置くか、或は病室前の庭に水を撒くがよろしい。

二 衣服

- イ 選擇 軽くて軟い地質を選び、寛かに仕立てる。
- ロ 清潔 汚れ易いから、屢々洗濯し、或は消毒を行ふ。
- ハ 更衣 なるべく病體を動かさぬ様に注意する。

三 臥床

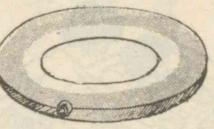
イ 位置 臥床は、室の中央に設けるがよい。止むを得ぬ時は、左右並に足の方を明けて、看護に便利なやうにする。



圖解 病褥敷布
の取扱へ

ロ 寝具 白布で覆ひ、清潔を保たねばならぬ。敷蒲團は、二枚を重ね、肌付の方には、殊に軟くて厚いのを用ひる。掛蒲團は、軽くて軟かな毛布・羽蒲團等がよろしい。枕は、括り枕・空氣枕がよく、熱病者には、氷枕を用ひる。枕掛・敷布は、殊に汚れ易いから、時々取扱へねばならぬ。

ハ 就褥 特別に醫師の指圖がなければ、横臥・仰臥、いづれとも病人の自由にし褥瘡の豫防として、時々寝返りをさせる。
ニ 褥瘡 褥瘡は主に肩・肘・臀部などにでき、そのため病苦を増すことがある。褥瘡の兆候が現れたときには、褥瘡除枕を用ひ、又よく病衣・褥布の皺・襞を伸し、局部にアルコールを塗る等、速かに手當を加へ、醫師の指圖を受けねばならぬ。



第二節 食 物

易消化性食物
(左綿製右ゴム)
粥・半熟卵・刺身・叩き肉
準易消化性食物
食パン・米飯・ビスク・ケット・豆腐
流動食物

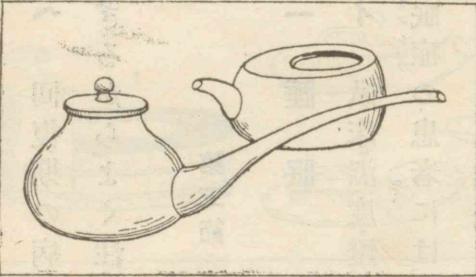
粥(米一水五分)
鹽(三種)
糞湯(米一水五分)
鹽少(時間)
内類(人參・白朮)
スープ(野菜半分)
(時間)

セリ(セラク)五分
アイスクリー
卵果物等

半熟卵

牛乳・葛湯・水飴

圖解
長嘴蓋



べき要項は、左の如くである。

イ 病人は、食物に飽き易いものであるから、品種・調理・配合に注意し、嗜好にかなふやうにして、食欲をすゝめ、つとめて滋養分をとるやうにせねばならぬ。

ロ 病人が希望しても、醫師の同意ないものは、少しでも與へてはならぬ。

ハ 食事は、一日三回乃至六回が適當である。一時に多量を與へてはならぬ。殊に胃腸の病氣には、少量づつ數回に分けて與へる。

ニ 食事のため、身體の安靜を破らぬやうに氣をつけ、頭を擡げ得ぬ重病人には、匙急須・長嘴蓋・硝子管等で飲食させる。

ホ 食事の前後には、必ず口を嗽がせるがよ

ろしい。
へ 回復期の病人は、大抵、食慾が大に進み、やゝもすれば食べ過ぎるから、よく注意せねばならぬ。

第三節 睡眠・便通・入浴

一 睡眠

イ 臥床溫度・燈火等に注意し、静かに安眠させねばならぬ。不眠症の患者には、特に大切である。シユヨクスル。

ロ よく睡眠の有様を觀察し、過睡^{クワ}其の他の異状があれば、速かに醫師に告げる。

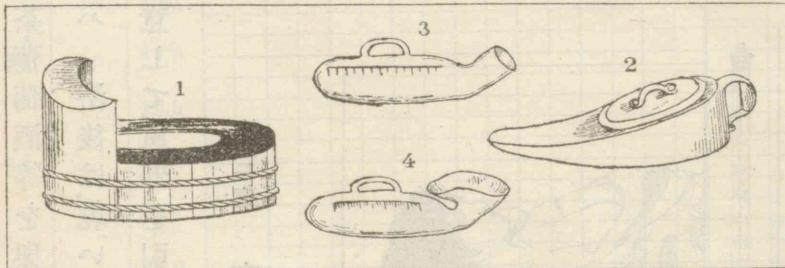
ハ 患者の安眠中には、檢溫・服藥・食事等を見合せるがよい。

二 便通

イ 便通の度數・色・分量・臭氣・硬軟等を検べ、醫師の参考に供する。

健康成人
便一日百三回
尿一百回
病氣人モツ
長湯熱
十分程

圖解 便器
1 虎子。2 挿込便器
3 男子用受尿器。4 女子用受尿器



入浴には全身浴と坐浴がある

- ロ 歩行の出來ぬ病人には、大便に虎子又は挿込便器を用ひ、小便には受尿器を用ひる。
- ハ 便器の下には、油紙を敷いて蒲團の汚れを防ぐ。
- ニ 使用後は、直に便器を室外に出して洗ひ清め、室内には換氣を行ふ。
- ホ 便通の際には、寒冷等の不快の感じを與へぬやうに心懸けるほか、遠慮の心持を抱かせぬ様にせねばならぬ。

三 入浴

- イ 入浴は、病者に爽快な感じを與へ、治療上、大に效果がある。
- ロ 入浴の際、疲勞或は眩暈^{ズヨウ}を催したときは、

茶葡萄酒等を與へて、元氣を回復させる。

ハ 沐後は、乾いたタオルで手早く身體を拭ひ、衣服・被衾等に注意して、風邪を引かぬやうにせねばならぬ。

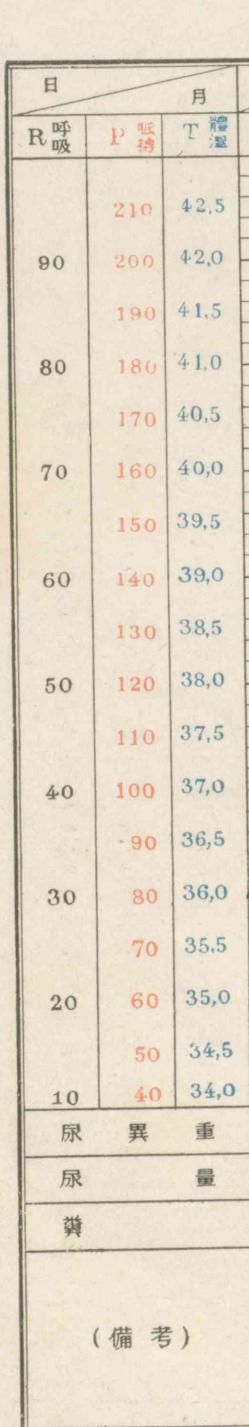
第三章 病状觀察

風寒暑熱
受涼寒熱
風寒暑熱
と体温測定
圖解 体温測定



看護者は、病人の状態を観察して、
病床日記に記載し、醫師の参考に供せねばならぬ。主なる記載事項は、體溫・脈搏・呼吸・便通・睡眠等で、之に患者の特別状態を加へる。

一 體溫 健康體の溫度即ち平溫は、攝氏三十六度五分乃至三十七度五分で、之以上に昇れば發熱。



腸チフスは體溫の
割合に脈搏が増加
しない。

呼吸は胸部に軽く
手を當てゝ一分間
に上下する胸廓の

三十五度以下は虛脫^{キヨダツ}の徵である。留點^{リョウデン}検溫器^{ケンランキ}は、體溫を測るに便である。檢溫の際は、檢溫器の水銀を三十五度以下に振り下げてから、腋^{ワキ}の下に一定時間(一分五分)挿んでおく。若し病人が、發汗して居る時は、乾布で腋の下を拭ふ。檢溫の時刻は、通常、朝夕二回(午八時前後)である。

二 脈搏 一分間に、大人は六十五搏乃至七十五搏が普通である。婦人は稍^少多い。小兒は、甚だ多くて、初生兒は百四十搏、五歳の小兒が一百搏内外である。脈搏は、運動入浴或は精神の興奮によつて増加し、又多く發熱に伴つて増加する。脈搏が多過ぎるか、不同であるか、或は弱過ぎたり、體溫に伴はぬ場合は、容態の重いことを示すものである。

三 呼吸 大人は、一分間に十六回乃至二十回で、初生兒は、四十回乃至七十回を算^{カタ}へる。病症に依り、四十回から八十回、甚しき

數を算へる。
を運営する。一回の
手當は約半日。
」
は百回以上に及ぶものがある。病人の呼吸の回数が多過ぎたり、不同であつたり、或は胸や肩を烈しく動かし、鼻音を伴ふなどの場合は警戒せねばならぬ。

四 便通 便色・回數・分量・硬軟・臭氣等に注意し、異状があれば醫師に報告する。

五 睡眠 不眠過眠又は睡眠中、夢に悩まされて時々目ます等の睡眠状態には、注意せねばならぬ。

第四章 手當

第一節 普通手當

一 咳嗽 静かに背をさする。消毒液を入れた唾壺を用意し、痰を吐く際には、それを口の前に持ち行き、一方の手で病者の額

を支へる。此の種の患者には、稍枕を高くし、或は半臥の位置を取りせる。
二 嘔吐 嘔氣を催した時は、衣帶を寬め、大きな受器を把つて口の前に當て、右手で靜に背を擦るがよい。嘔吐した時は、必ず冷水で口中を洗はせる。吐出した物は速かに室外に出して、その色・分量・臭氣等に注意する。

三 腹痛 病人を安臥させ、腹に溫罨法を施すか、或は芥子泥を貼る。食物は、葛湯粥汁等の流動物を與へる。

四 発汗 発汗の際は、衣類を脱ぎ去らぬ様、又決して臥褥を離れぬ様に注意する。發汗し終れば、直に乾いた手拭で全身を拭き、衣服や褥布をとりかへて風邪を引かぬやうにする。又發汗中、氣力を失ひ、嘔氣を催すときには、少量の酒類を與へるがよい。

五 創血 創血の出る時は、顔を仰むけ、軟い紙片又は脱脂綿で

鼻孔をふさぎ、額と鼻とに冷罨法を施すがよい。

六 咳血 カクケツ 大抵肺臓又は氣管支の出血で、咳嗽に伴ひて喀痰に混じ、鮮紅色で泡をふくむ。喀血の場合は、靜に就褥させ、胸部に冷罨法を施し、身體を動かすことや聲を出すことを嚴禁し、氷冷水等を少しづゝ與へる。

七 吐血 トケツ 胃又は食道の出血で、嘔吐に伴ひて食物に混じ、暗赤色或は黒褐色を呈し、固まつて糉状をなす。吐血の際には、なるべく安靜に就褥させ、少量の水アタマナイか氷アミを與へ、胃部に冷罨法を施す。

第二節 懸急手當

突然の發病又は創傷の場合には、狼狽することなく、應急手當を施して、醫師の許に急報し、其の來診を待たねばならぬ。この應急手當を忽せにすれば、遂には救ふことの出來ぬ結果になるこ

とがある。

一 卒倒

イ 腦貧血 卒倒者の顔が蒼白い場合は、貧血であるから、頭を低く足を高く安臥させ、衣帶をゆるめ、顔に冷水を吹きかける。さめた時は、少量の酒類や、濃い茶・珈琲などを與へる。

ロ 腦充血 顔が紅く、脈は強くて少い。脳充血の場合には、頭部を高くして安臥させ、衣帶を解き、頭部・心臓部に冷罨法を施し、足部を温める。

ハ 日射病 日光の直射又は蒸暑い日に過勞した爲め、人事不省に陥ることがある。この場合には、涼しい處に移し、衣帶を解き、上身を高くして安臥させ、頭部等に冷水をそゝぐ。さめた時に、多量の冷水を飲ませる。

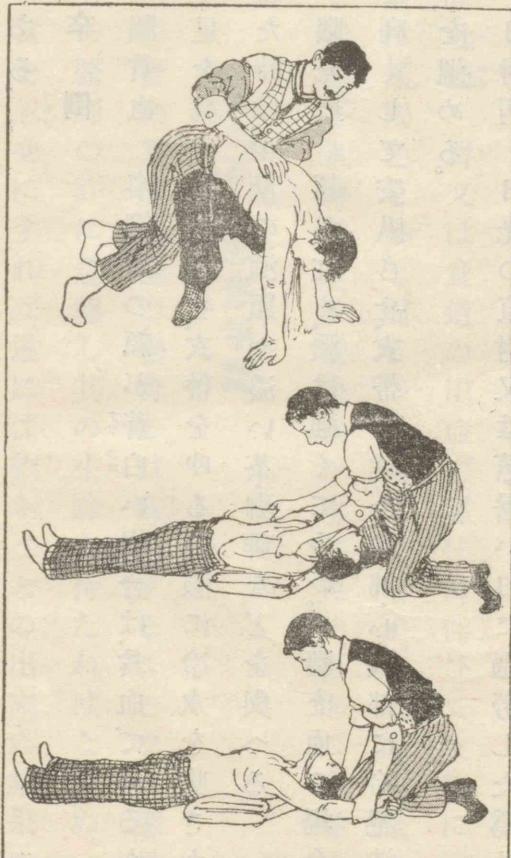
ニ 窒息 ナシク 有毒ガスを吸つて窒息した場合には、空氣の新鮮な

處に移し、衣帶を解き、人工呼吸を施し、顔・胸に冷水を吹きかけてさまさせる。咽喉内に食物・玩具等の塞つた場合には、口を開かせて、指で引き出すか、或は机等に胸部を當てて、脊部を強く打つ。

二 溺沒

頭部を下げて伏臥させ、脊部を壓して水を吐かせ、次

圖解
上、溺死
者に水を吐か
す。
中、人工呼
吸其一。
下、人工呼
吸其二。



に仰臥させて衣服を去り、鼻孔を刺戟し、人工呼吸を施してさまさせる。さめたならば、毛布湯婆・藁火などで、徐々に身體を暖めて回復させる。

三 中毒 飲食物に中毒した場合には、速かに多量の微温湯を飲ませて胃中の毒物を薄め、指頭・毛筆・羽毛等で患者の咽喉を刺戟し、嘔吐を促して毒物を吐出させる。

四 異物

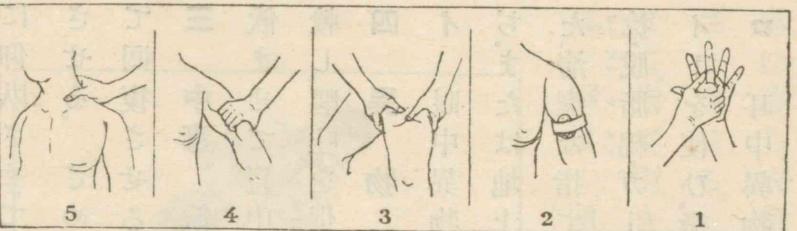
イ 眼中異物 眼に異物のはいつた時は、擦らないで眼を閉ぢ、または地上の一點を視つめて居れば、涙と共に流れ出る。また、清潔な指で上眼瞼を裏反し、下眼瞼を下げて異物をさがし、紙・ゴム・脱脂綿・ガーゼ等で取出すもよい。異物の見えぬときは、スポイトを使ひ、微温湯又は硼酸液で洗ふ。

ロ 耳中異物 耳の中に小蟲のはいつた時は、暗い所で、急に燈

火に照して誘ひ出す。水のはいつた時は、外耳を下向きにし、紙捻^{カミヨリ}で靜に吸取る。他の固形物の場合には、速かに専門醫に託するがよい。

圖解

血止法

(1指。2創口
3下肢。4腕。
5上肢)**五 打撲^{ボク}**局部に冷罨法を施して腫^{シヌ}起充血を

(ハレアガル)

防ぎ、骨が折れた場合には、決して患部を動かすことなく、醫師に託する。

六 創傷^{ザウ}

速かに出血を止め、且病毒の侵入を防がねばならぬ。創口が小さければ、消毒剤に浸したガーゼを當て、亞麻仁油紙で被ひ、繃帶をする。又創口の不潔な場合は、消毒剤で洗度^ド フォルムガーゼを當て、亞麻仁油紙で被ひ、繃帶をする。又創口の不潔な場合は、消毒剤で洗ふ。輕微な擦過傷は、絆創膏又はピックを貼る丈で十分である。創口が大きく深い時は、創口

グリセリン・オリ
×
1
2
3
4
5

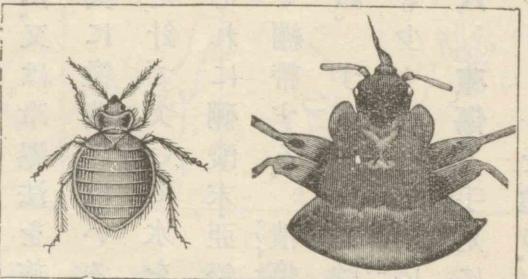
から心臓に近い所を緊く縛り、血止法を施して醫師を待つ。看護者は、清潔に注意し、手先を消毒剤で洗ひ、消毒布で拭いてから傷處を扱ひ、仕事が終れば、再び石鹼で洗ひ、更に清水で洗ふ。

七 火傷^{ヤケド}

單に皮膚が赤色を呈したのみの時は、脂油類を塗るか、又は冷罨法を施す。冷水に浸せば、痛みは一時去つても、水と共に黴菌のはいるおそれがある。水泡を生じた場合は、消毒した針で突いて水をおし出す。但し皮膜を取り去つてはならぬ。それに硼酸末・亜鉛華末をふりかけ、沃度^ド フォルムガーゼを當て繃帶する。潰瘍^{クワイ}を生じた場合は、醫師の治療をまたねばならぬ。すべて火傷は、空氣に曝さぬ様に繃帶して保護すれば、痛みも少く、治癒も早いものである。

八 凍傷^{コロナ}

手足に凍傷を生じたときは、局部を微温湯に浸し、アルコールを塗り、血行をよくせねばならぬ。

図解 毒蟲の一
なる南京蟲

九 蟲傷^{セキシヤウ} 毛蟲・毒蟲等に刺された時は創口から毒を吸出し、附近を緊く縛つて毒液の擴がるを防ぎ、稀アムモニア水で洗ひ、紺^{サツ}創膏^{カク}を貼る。

一〇 咬傷^{カウシヤウ} 狂犬・毒蛇等に咬まれた場合には、患部の上下を血行の止まる程緊く縛り、速かに醫師の手當を受ける。

第三節 危篤者の取扱と死後の處置

死は人生の最大不幸である。不幸にして病人が危篤に陥つた時には、最も懇ろに最後の介抱を盡さねばならぬ。

一 危篤の前後

危篤の状態は、多くは呼吸が緩かで浅く、脈搏

が早くて弱く、何れも不規則となり、手足冷え、顔色が青白くなる。かういふ際には、速かに醫師・親族其の他に報じ、靜に病褥を整へ、懇切に最後の看護を盡して、安らかに此の世を終らせねばならぬ。尙ほ爵位・勳等ある者の危篤の場合には、速かに官署に届出づべきである。

二 死亡の通知 いよ／＼死亡した時は、速かに親族其の他に通知を發するがよい。

三 死亡の取扱 呼吸絶えた時には、醫師の検診を受け、死を確めて後、消毒剤で全身を清め、衣服を換へ、眼・口を閉ぢて白布を被ふ。そして、醫師の診斷書を添へて死亡届を戸籍吏に出し、二十四時間後に、手あつく埋葬の儀を行ふのである。

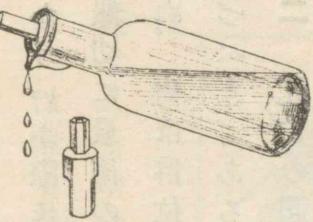
薬剤は、醫療上重要なものであるから、服薬の時間・分量・用法等は、醫師の指圖に従つて、誤りのない様にせねばならぬ。薬剤は、用法によつて、内用薬と外用薬とにわける。

第一節 内用薬

内用薬は、内服すべき薬で、水薬・散薬・丸薬等の數種がある。

- 一 水薬** 薬瓶をよく振つてから、盃或はコップに一回分を正確に注いで飲ませ。嬰兒等には、毛筆に含ませて口中に入れる。夏季は、薬瓶を冷水に浸して、腐敗を防がねばならぬ。
- 二 滴劑** 滴瓶を用ひ、滴數を誤らぬ様、水又は砂糖水に滴下して飲ませる。
- 三 散薬** 水で舌を潤ほし、散薬を舌の上にのせ、

圖解 滴瓶



水又は微温湯で嚥下させる。重患者及び小兒に對する時、又は飲みにくい薬の時は、オブラート・膠囊に包んで用ひさせる。

四 丸薬・錠剤 共に味の悪い薬、又は刺戟性の強い薬を含むから、噛み碎かぬやう、其の儘、散薬同様の方法で嚥下させる。

五 脂油剤 飲みにくいものであるから、茶碗に冷水・薄荷水などを入れ、その上に浮べて一氣に嚥下させる。

第二節 外用薬

外用薬は、其の用法が様々である。よく醫師の指圖に従つて、用法を誤らぬ様にせねばならぬ。

- 一 塗布法** 薬液を皮膚・粘膜に塗布するのである。塗布する際には、薬液を入用だけ器に移し、毛筆又は綿で塗る。
- 二 塗擦法** 軟膏・丁幾油等を、患部に塗つて擦りこむのである。

塗擦する際には、手をきれいに洗はねばならぬ。水銀軟膏の塗擦には、手先を手拭布片等で被ふ。丁幾類の塗擦には、フランネル或は毛筆を用ひる。

三 撒布法 散薬を皮膚・粘膜にふりかけるのである。毛筆・綿等に散薬を含ませ、指で彈いて患部にふりかけるがよい。

四 點滴法 眼及び耳に、薬液を點滴するのである。



イ 點眼 點眼器を用ひる。點眼の際は、頭

を少し仰けにし、左の食指で下眼瞼を下に開き、右手に點眼器を持ち、液薬を滴下させる。

ロ 點耳 患者の頭を肩に懸け、或は患者を側臥させて、液薬を薬瓶から點滴する。約五分間そのままにしておき、流れ出る薬汁を拭ひ、綿で耳孔を塞ぐ。

五 含嗽法 口内・咽喉を、薬液で洗ひ嗽ぐのである。幼兒や人

圖解 點眼器

照 次のページの繪參

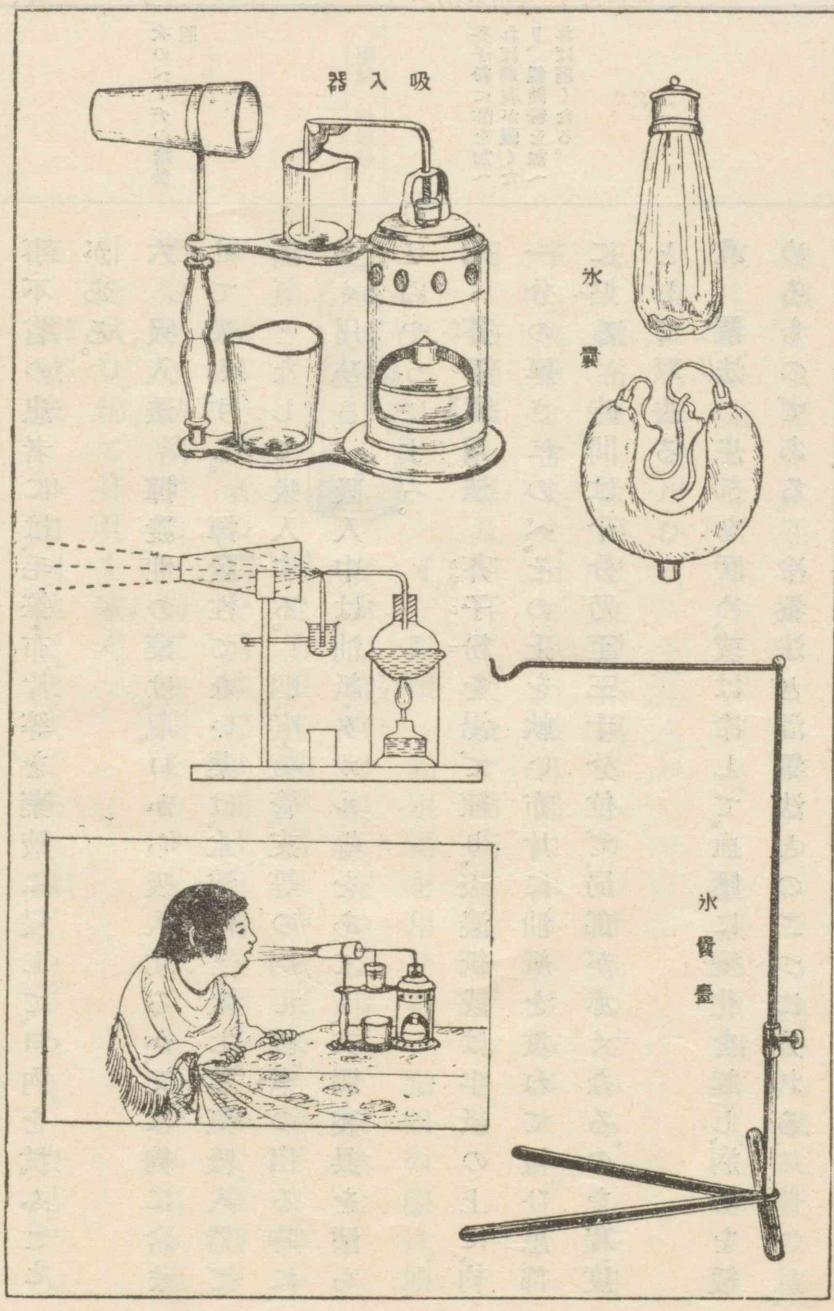
事不省の患者には、毛筆・布片等を薬液に浸して、口内を拭ふことがある。

六 吸入法 振發性の薬は、瓶口から吸入するか、又は綿に含ませて吸入する。振發性でない薬は、水溶液となし、蒸氣吸入器で蒸氣となして吸入する。咽喉・氣管支等の病で咳嗽の出る時に多く用ひる。吸入中は、油紙・タオル等をあて、衣服・寝具を濡らさぬやうにする。

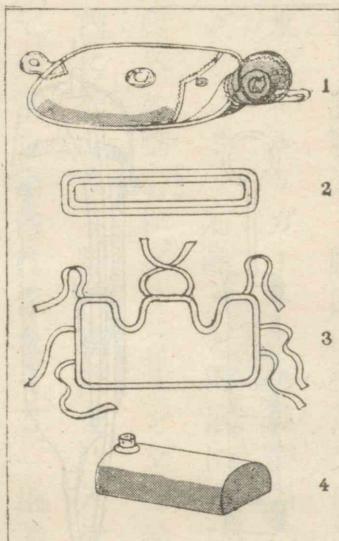
七 芥子泥用法 芥子粉を湯で練り、美濃紙或は半紙の上に、約一分の厚さにのべ、その上を軟い布片に油紙を重ねて被ひ、患部に貼る。時間は、十分乃至三十分位で、局部が赤くなるのを程度として取去る。

八 罩法 患部を暖め、或は冷して、血壓に變化を起し、病勢を緩めるものである。冷罩法と溫罩法との二つに分れる。

芥子粉に酢を加へ
れば刺戟が強くなり、餌飼粉を加へ
れば弱くなる。



圖解
罨法用具
1 水枕 2 頸部用罨法布。3 胸部用罨法布。
4 湯婆(湯婆)



甲 冷罨法

イ 冷水罨法 冷水に浸した布片を、軽く絞つて患部にあて、水の暖まらぬやう屢々取換へて、患部を冷すのである。

ロ 氷囊罨法 氷囊に氷片を入れて患部にあてるもので、氷囊は一旦濕してから氷片を入れ、空氣をぬいて固く口をしめ、一二枚の布を置いた患部の上にあてる。頭部を冷すには、氷囊臺を用ひ、或は氷枕に依る。

乙 溫罨法

イ 溫湯罨法 冷水罨法の冷水の代りに、攝氏約四十度の溫湯を用ひて患部を暖める。

ロ 巴布罨法 碎いた大麥、或は大麥糠に湯を加へ、火にかけて

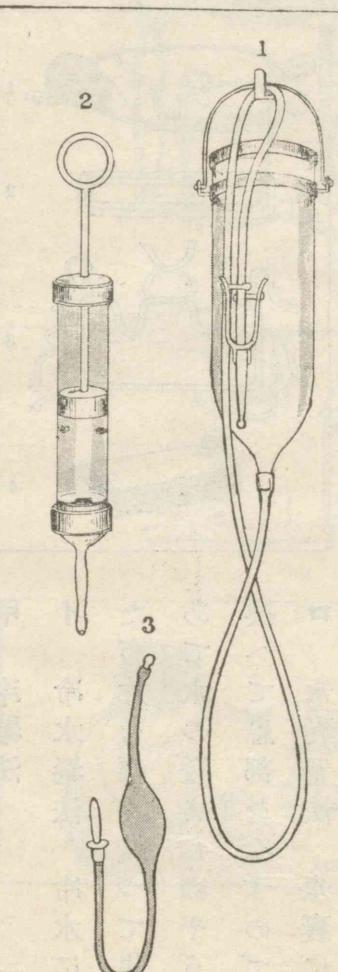
泥状にし、布片に包み、患部にあて、暖める。温氣の持続は、遙に温湯罨法に優る。蒟蒻・米飯等を用ひてもよろしい。

ハ 溫暖法 湯婆・懷爐・温石等を用ひて患部を暖める。

ニ 濡布罨法(ブリスニツ) 微温湯をタオル・フランネル等に浸し、零の落ちぬ程度に搾つて患部にあて、油紙で被ひて水蒸氣の發散を防ぎ、更に綿で包み、繃帶を加へるのである。

ヤ
ハ
ル

圖解 灌腸器
(1 イルリガートル。2 水銃。
3 ゴム灌腸器)



九 灌腸法

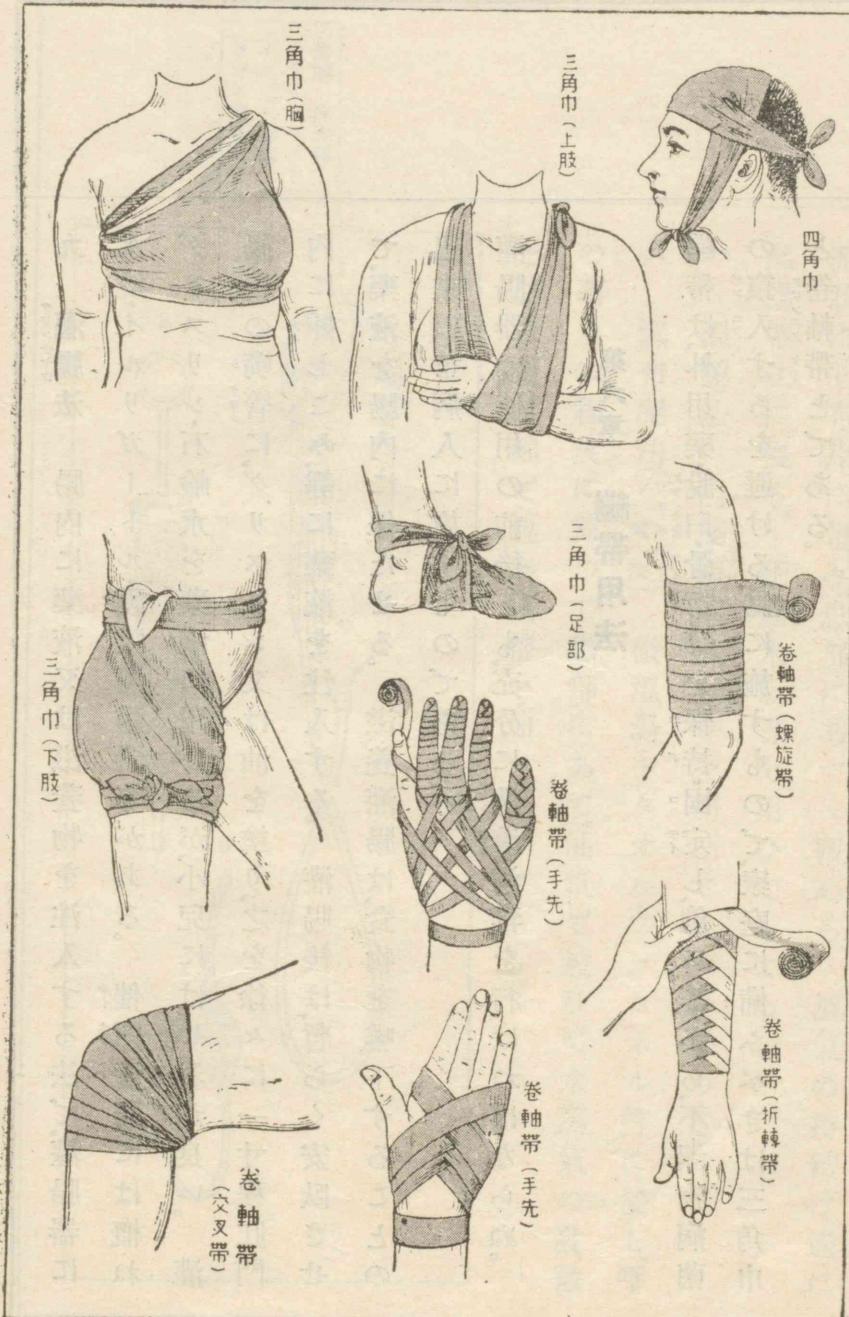
腸内に薬液又は滋養物を注入する法で、灌腸器に水銃・イルリガートル・護膜灌腸器等がある。催便灌腸には概ねグリスリン・石鹼水を薬液に用ひるが、小兒には牛乳が良い。灌腸器の嘴管に、グリスリン又は油を塗り、之を徐々に一寸程肛門内に挿しこみ、靜に薬液を注入する。灌腸後は、暫らく安臥させて、薬液を腸内に保たせる。滋養灌腸は、食物を嚥下することの出来ぬ重病人に施すものである。

灌腸器は、使用の前後とも、充分に洗滌・消毒を行はねばならぬ。

第六章 繃帶用法

繃帶は、外用薬・脱臼・骨折等を保持・固定し、創口等から、不潔物・病菌の竄入するを避ける爲に施すもので、家庭に備ふべきは三角巾と巻軸帶とである。

種各の帶繩



一 三角巾 三角巾は、大幅白金巾を四角に裁ち、更に斜に切り、三角形としたものである。用法は極めて簡単で、頭・眼・額・耳・頬・頸・手・足・肩・股等の創を被ひ、副木を纏ひ、或は腕を吊るすに用ひる。

二 卷軸帶 卷軸帶は、晒木綿の兩耳を裁ち落し、之を三裂五裂・六裂等にして軸状に巻くもので、巻き始めと巻き終りとは、必ず一つ處を二三回巻きつけて環行帶とする。手足等の太さの同じ部分は螺旋狀(螺旋帶)に、太さの同じくない臀・脛等は麥穗狀(折轉帶)に、屈伸を要する關節部は龜甲狀(交叉帶)に巻く。

第七章 傳染病の豫防

第一節 傳染徑路と症狀

一 傳染病 傳染病は概ね病原菌の傳播・繁殖による病氣で、傳播途径による病氣で、傳

染の経路は(イ)病人の排泄物からのもの(ロ)病人の分泌物・落屑によるもの(ハ)病人の身體・衣服・器物等に接觸するによるもの(ニ)帶毒物が乾燥すると、病原菌が空中に飛散して傳染するもの等である。そして病毒は、呼吸系統又は消化系統によつて傳染する。

二〇 病種

法令の定めによつて、届出ねばならぬ傳染病は、虎列刺・赤痢・腸窒・扶斯・巴拉窒・扶斯・發疹窒・扶斯・痘瘡猩紅熱・實扶的利亞・百斯篤・流行性腦脊髓膜炎の十種で、其の他に肺結核・肺炎・氣管支・肺炎・インフルエンザ・百日咳・耳下腺炎・水痘・紅疹・丹毒・癩病・マラリア・恐水病・トラホーム等甚だ多い。

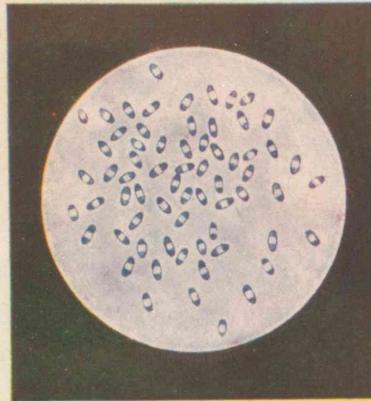
イ 虎列刺 病原は、虎列刺菌即ちコッホ氏のコンマバチルス

で、吐瀉物・糞便によつて傳播し、消化器から侵入する。

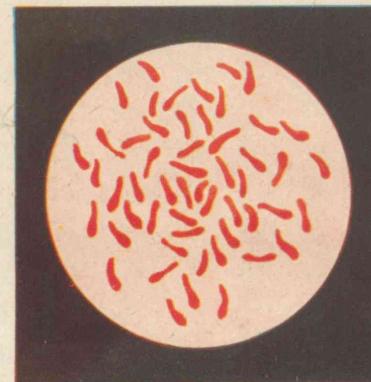
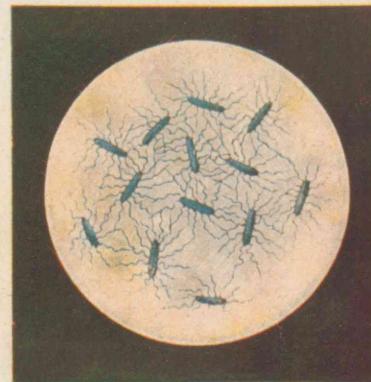
顏色蒼白となり、さかんに下痢・嘔吐をつゞけて身體衰弱し、遂には心臓麻痺などをしてたふれる。

圖 大 廊 菌 原 痘

ベスト菌

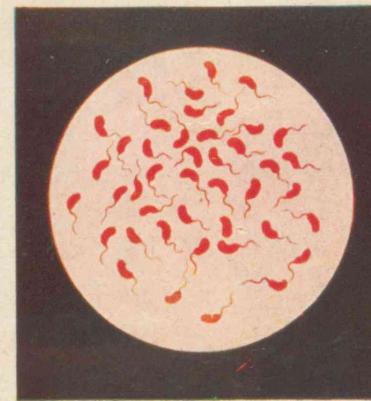
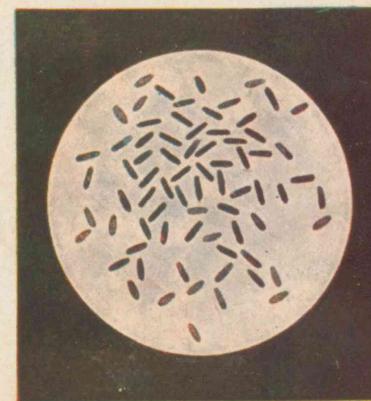


結核菌



實扶的利亞菌

空扶斯菌



虎列刺菌

赤痢菌

口 赤痢 病原は赤痢黴菌で糞便によつて傳播し、飲食物と共に體内に入る。烈しい腹痛を覺えて下痢を起し、便中に血液を交へるやうになる。重症の者は衰弱の爲死に至ることがある。

ハ 腸窒扶斯 窒扶斯桿菌によるもので、糞尿と共に體外に出で、飲料水・牛乳・空氣等によつて、消化器から侵入する。頭痛・惡寒・惡熱を覺え、次第に體溫が昇つて、下痢・腹痛を起す。全快迄に長い日時を要し、重症のものは腸出血でたふれることがある。

ニ パラ窒扶斯 パラ窒扶斯菌に由るもので、傳染徑路や症狀は、ほぼ腸窒扶斯と同様である。

ホ 発疹窒扶斯 細菌によるものと認められてゐる。徑路は、空氣直接接觸等による。發病後一週間で、赤い斑點が現れる。

ヘ 痘瘡 病毒は、痘瘡疹の濃汁中に含まれ、劇しい接觸性傳染力が有る。乾いた結痂や、空氣中にも、徃々病毒がある。

ト 懲り^{リツ}から頭痛・發熱を起し、發疹する。

猩紅熱 病毒は病人の血・涙・尿其の他鼻・喉・頭・氣管支等の分泌物中に含まれ、直接接觸によつて傳染する。體溫は四十度以上に昇り、咽喉が腫れて痛み、やがて全身に紅色の斑點が現れる。順當にすゝめば、五六日後には回復期に向ふ。

チ 實扶的利亞 實扶的利亞桿菌によるもので、直接か又は仲介物を經て傳播し、急性のものである。發熱・頭痛から咽喉が痛み、聲がかれ、咽喉舌に白い義膜を生じ、呼吸が困難になり、呼吸の際にぜい／＼といふ音を立てる。この患者は血清注射によつて治癒する。

リ 百斯篤 腺ペスト・敗血性ペスト・肺ペストの三種がある。何れもエルサン桿狀菌によるもので、腺ペストは、淋巴腺腫液中に多く、敗血性ペストは吐血・下血の中に多く、肺ペストは痰に含

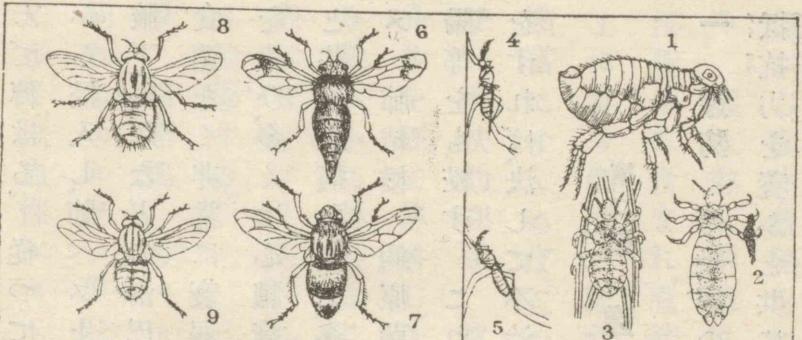
んで傳はる。従つて腺ペスト・敗血性ペストは、皮膚・粘膜の創口から侵入し、肺ペストは、呼吸器から體内に入る。腺ペストは、頸・腋下・鼠蹊などの淋巴腺が腫れて痛み、體溫が四十度前後に昇り、食慾なく非常に衰弱する。敗血性ペストは高熱のために意識を失ひ、多くは心臓癱瘓を起して死亡する。又、肺ペストは咳嗽と共に血痰を出し、多くは衰弱してたふれる。

ヌ 肺結核 病原菌は結核菌で、鼻口から入り、肺のほか、脳・喉頭・腸等をも侵す。これにたふれる者は非常に多いが、早期に手當をすれば、決して不治の病でないことを知らねばならぬ。

第二節 豫防・罹病

一 豫防 傳染病の豫防には、身體を健康にして、病毒に對する抵抗力^{ディテナシティ}を養ふと共に、消毒によつて病原菌の撲滅^{ボグダシ}をはかる。

圖解 室内の害蟲
 1 蛹。2 蟻。
 3 毛蟲。4 蚊。
 5 マリヤ蚊。
 6 馬蠅。7 牛蠅。
 8 豆蛆。9 家蠅。



甲 抵抗 身體の強健と周囲の清潔とにつとめる。

イ 健康 常に栄養と運動とに注意して、身體の健康を保たねばならぬ。身體が強壯であれば、たとひ病原菌が侵入しても、之を滅ぼし、その繁殖を防ぐことが困難でない。

ロ 摄生 流行時には、特に攝生に注意せねばならぬ。病原菌の多くは、消化器から體内に侵入するので、飲食物に對しては、特別の注意が必要である。生水・生食を避け、危険な食物は一切とらぬやう、又過飲・過食せぬやうに氣を付ける。

傳染病患者亡者

病名	大正十一年		大正十二年		大正十三年	
	患者	死者	患者	死者	患者	死者
ペデフテリア	猩紅熱	痘瘡性炎性	癰瘍膜炎性	脳脊髓膜炎性	パラチブス	コララ病
ト	一	三	九三	七一五〇	一四、八九九	七二
計	九三、五三〇	一三、九六九	一、六五四	七一五〇	五二、三八一	七二
ス	一一八	一一八	一三、九六九	九三	二一〇、八三	四二〇
ト	二〇、二七五	七九	三、二四四	九六	五三一	八五三
ア	九五、三一〇	一	二、七七六	一、五六一	一、九三三	七〇
リ	二八、三九三	一	三、一一一	八八	三七四	六九〇
ア	一	五	一、四〇〇	九、〇四九	一、三〇三	一二
リ	四	八三	二、一九一	八一	二六六	四三四
ア	一	一	八	一	四三四	八、七八三
ス	一	五	一、四〇〇	九、〇四九	一、三〇三	一二
ト	四	八三	二、一九一	八一	二六六	四三四
核	不	二日乃至七日	二日乃至四日	二日乃至六日	二	二週
ス	明	日	日	日	週	週
ト	流行性耳下腺炎	百日咳	猩紅熱	痘瘡性炎性	癰瘍膜炎性	脳脊髓膜炎性
核	核	核	核	核	核	核

傳染病潜伏期

病名	潜伏期	
	流行性耳下腺炎	百日咳
結核	一週乃至二週	不
肺炎	二日乃至七日	二日乃至七日
水痘	二日乃至四日	二日乃至六日
痘瘡	二日乃至四日	二日乃至六日
猩紅熱	二日乃至四日	二日乃至六日
癰瘍膜炎性	二日乃至四日	二日乃至六日
脳脊髓膜炎性	二日乃至四日	二日乃至六日

六十二
消毒法の規定

消毒の方法は傳染病消毒法の規定に従ひて行ふ。

ハ 清潔 流行時には、特に清潔に注意する。家屋の内外や器具類は、充分に清潔を保たねばならないが、屋内には、日光の射入と空氣の流通とを圖り、殊に便所・芥溜・下水溝等には、常に汚物が滞らぬやうにし、病毒傳染を媒介する蠅・蚊・蚤・鼠等の驅除に努める。又衣服・寝具を清潔にすると共に、沐浴して身體を清め、外出後は必ず手・口を洗ひすぐがよい。

乙 消毒 家庭に於て行ひ得べき消毒は、左の如くである。
イ 燃却法 消毒法中、最も完全なものである。しかし再び使用する見込のない物の外は、實行が出來ない。

ロ 煮沸法 陶磁器・硝子器・金屬器等を熱湯中で、三十分間以上煮沸するものである。
ハ 蒸氣法 衣服・寝具等を攝氏百度以上の水蒸氣で、一時間以上蒸して殺菌する方法である。

二 日光法 數時間、日光に曝すのである。

昇汞水は普通千倍にして用ひる。石炭酸水は石炭酸を二十倍乃至三十倍に作る。

ホ 藥物法 昇汞水・石炭酸水・硼酸水・石灰乳等を用ひる方法である。衣類は、十二時間以上溶液中に浸し置き、取出して後清水で洗ふ。吐瀉物・下水・芥溜等の消毒には、生石灰一分と水九分とで作つた石灰乳を用ひる。

ヘ 燻蒸法 室内消毒に用ひる方法で、亞硫酸瓦斯に依る時は、小皿に硫黄を盛り、火を點ずるので、簡便であるが效力が弱い。フォルマリン瓦斯による時は、消毒燈を用ひて 固形フォルマリンを燃すので、最も完全な燻蒸法である。

二 罷病 不幸にも、傳染病者を生じた場合は、速かに入院させるが最もよい。若し自宅療養とせば、十分に隔離せねばならぬ。即ち病室の出入を嚴重にし、患者用の寝具・器物を區別し、殊に排泄物・吐瀉物等を、醫師の指圖に従つて始末せねばならぬ。

家庭に備ふべき薬品 (括弧内は適應症等を示す)

下(八八一八九)

A 含嗽薬

(イ)五十倍硼酸水 (ロ)三百倍明礬水 (ハ)二百倍食鹽水

B 吸入薬

(イ)粗製明礬・慢性氣管支カタル・同咽喉カタル (ロ)重炭酸ソーダ(喉頭炎・氣管支炎)

(ハ)食鹽(同上)

C 塗布薬

(イ)沃度丁幾(打撲・捻挫傷・齒痛等) (ロ)イヒチオール(打撲・捻挫・神經痛・丹毒等)

(ハ)ベルツ水(霜やけ・皮膚の荒れ等) (ニ)カンフル丁幾(皮膚の癢痒・霜やけ等)

(ホ)五十倍サリチル酸(皮膚の發疹・たむし等) (ヘ)アムモニア水(蜂其他毒虫に刺された時)

(ト)オリーブ油(火傷の時又灌腸に)

D 撒布薬

(イ)亞鉛華澱粉・シツカラール(濕疹・糜爛等) (ロ)デルマトール・無臭沃度ホルム(濕疹・創傷等)

E 膏薬

(イ)硼酸軟膏(濕疹・腫物・凍傷等) (ロ)亞鉛華軟膏(濕疹・火傷等) (ハ)ピック(化膿性腫物)

F 消毒薬

(イ)石炭酸水(各種物件) (ロ)クレゾール水(各種物件) (ハ)昇汞水(陶器・硝子器・木製器具・室内)

(ニ)石灰乳(吐瀉物其他排泄物等) (ホ)加里石鹼(木製器具・戸・障子・床面等)

(ヘ)フォルムアルデヒード(土藏造・洋風建物・船舶・汽車等の密閉し得る室内、又は室内に定著せる器物等)

(ト)フォルマリン水(屋内・家具・什器・衣類等)

G 雜

(イ)重曹(健胃剤) (ロ)硼酸(直接創面に又は五十倍液として洗眼・含漱に) (ハ)酒精

(手・器具・創傷等の消毒) (ニ)ヒマシ油(下剤) (ホ)アスピリン(歯痛・傷の痛みに、又頭痛・關節痛等に)

(ヘ)ブランデー(興奮剤)

且醫療器械類 (イ)氷嚢 (ロ)氷枕 (ハ)吸入器 (ニ)綿棒 (ホ)灌腸器 (ヘ)丸杵 (ト)體溫器

(チ)メートル硝子 (リ)便器 (ヌ)湯婆 (ル)痰壺 (ヲ)繩帶 (ワ)脱脂綿

(カ)絆創膏 (ヨ)油紙 (タ)ガーゼ (レ)ゴム布 (ソ)安全ピン (ツ)ピンセツト

(ネ)剪刀 (ナ)臍盤

第四篇 管理

主婦は一家の中心となつて、よくその管理に當らねばならぬ。食物・衣服・住居に關する事項をはじめ、よく老人に孝養を盡し、子女を養育し、雇人を監督・指導し、勤勉・節約して良い家風をつくり、盜難・火災に備へて生命・財産の安全をはかり、又交際を厚くして内外の關係を圓満にする等は、一家の管理者たるものゝとるべき任務である。

第一章 家庭と家風

第一節 家庭

一 純良な家庭 家庭は、家族が互に相倚り相扶けて、苦樂を共

にする所である。家は、國家・社會の基本となるもので、國家・社會の安寧秩序は、純良な家庭の繁榮によつて得られるのである。

二 同居制と別居制

家庭に同居制と別居制とがある。

同居制は我が國古來の家族制度による家庭で、長男は嗣子として家を繼ぎ、父母・祖父母其の他の家族と同居するものである。別居制は、新夫婦が父母の家を離れて、新に一家をかまへるもので、近時、主に都會などに増加する傾きがある。

この二つには互に長所と短所とがあり、利害が相異なるから、其の家庭の事情によつて何れとも決定せねばならぬ。たゞ舊い習慣に拘泥して、全く別居制を斥けたり、又、舊來の同居制に尊い意義のあることを忘れて、みだりに別居制を唱へるなどは、大に戒めねばならぬ。

三 一家の繁榮

生存競争の烈しい現代では、社會と家庭との

間に、密接な關係がある。一家の安全鞏固と其の繁榮とを圖るには、何よりも家庭の圓満・平和が大切である。そしてその中に、父母・長上の權威、子女の服從があり、互に相助けて進むことが必要である。殊に良い家風があれば、其の維持・發揮につとめねばならぬ。

第二節 家 風

一 家風の意義 家風とは、その家庭に傳はる因襲・慣例の總てを含み、主義・儀式を始め、食物・衣服・住居其の他種々の事柄に亘つて居る。家風は、一家を支へる中心人物の如何によるのであるが、家族の氣質・體質等に關係深く、土地・氣候・生産・信仰・制度等の周圍の事情から受ける影響も少くない。従つて家風は、其の家々によつて悉く趣を異にするものである。

家風を立てる上に
一愛と犠牲。
二禮儀作法。
三勤勉。
四趣節約。
五信仰味。

二 家風の存廢 家風は其の眞精神に重きを置いて、眞に依り、善を探り、美を用ひるやうに努めねばならぬ。慣例・仕來りに就いて善惡・利害を考へ、其の廢すべきものは、廢するも止むを得ぬことである。女子は、多くは生家を出て他家に嫁するものであるが、よく溫良從順の徳を備へ、事理をわきまへて、その家の家風の良い特徴を維持・發揮するやうにつとめねばならぬ。

第二章 管理の要項

第一節 勤勉・節約

一 勤 勉

勤勉は健康の母で、幸福と富裕とを伴ひ、一家繁榮の基礎をなすものであるから、家族一同が専ら勤勉の良習を得るやうにつとめてある。

二 節 約

主婦は勤勉であると共に、率先して質素儉約の徳を守り、物品の買入に注意し、過剰のできぬやうにつとめる。又廢物利用を工夫し、浪費を省き、特に奢侈(シャラシ)を戒めて、やゝもすれば華美贅澤(ゼイダク)に流れようとする今日の弊風に染まぬやう、心懸けねばならぬ。

第二節 規 律

一 家庭と規律 我が國では、これまで何れの家庭でも、一般に規律を重んずる觀念の乏しい傾きがある。しかし、近年になつ

ては、一家に關する用務が、内外共に複雑、多端になつてきたから、家庭生活に就いても、順序を設け、規律を定めて、其の實行につとめることがきはめて大切である。

二 時間の利用 規律は、種々の事柄に亘るのであるが、中にも時間の利用に關することは最も大切である。故に先づ日々の起床・就寝・食事・外出等の時間を定め、一週若しくは一ヶ月中の仕事の日割から、年中行事に至るまで、一家の中に起るべき主要な事柄を定め置き、かたく之を家族に守らせて、規則立つた生活に慣れさせる。斯ういふ生活は、時間・労力を省き、かつ衛生上並に經濟上によろしいばかりでなく、一家の秩序は、チツヨウ整然セイゼンとして自ら家務の滞る事なく、家事の監督上に益することが多いのである。

第三節 清潔・整頓

一 清潔

イ 清潔の效果 清潔は、秩序に伴ふべきものである。健康に益し、心をさわやかにするばかりでなく、品性の陶冶に資することが少くない。形式は、簡単であるが、效果は案外に大きい。

ロ 家庭と清潔 清潔は、屋内は勿論、屋外・庭園から、家具・什器・衣服等に亘り、身體にまで及ばねばならぬ。清潔を好む習慣は、一家の幸福である。故に、家族一同に不潔を厭ふ良習を得させ、殊に子女には、雇人の手を借りず、自ら掃除に當らせるやうにせねばならぬ。

二 整頓

イ 整頓の效果 屋内並に家具・什器・衣服等をよく整頓しておけば、其の使用に便利なほか、時間の利用に便宜が多い。又、保存上にも大に利益があり、兼ねて家庭の品格を保つに必要なもの

である。

口 整頓の方法 すべての器具は、使用上の都合を計つて分類し、置場處を適當に配り、衣類は季節に依つて容器を別にして納めるがよい。使用後は、必ず元の位置に返させるやうにする。又不用の物品は、隨時適當に處分すべきである。

第三章 趣味と常識

第一節 趣味

一 趣味の範圍 趣味の範圍は極めて廣く、其の種類程度は様々である。音樂・繪畫・彫刻・建築・詩文・舞曲などの藝術的なもの、器物衣服等に關するもの又自然の美として、山水・禽獸・花卉等の觀賞から、旅行・栽培・挿花・造花等に對しても、深い關係がある。

二 家庭と趣味 趣味は家庭に著しい影響を及ぼすもので、高尚清新な趣味は家庭の和樂のために、又子女の品性向上のためには必要である。殊に主婦は、常に上品な趣味によつて、家庭に美しい氣分を與へるやうに心掛けねばならぬ。

第二節 常識

一 常識の意義 常識とは、普通人が簡単な常事に對して、穩健に判斷する能力を云ふのである。そして常識の關係する所は、頗る簡単で、深慮の必要もないのであるが、之を完全に持つ者は、極めて少い。今日文化が進み、社會が追々に複雜になつて行くに従つて、益々健全な常識の必要を感じるものである。

二 常識の養成 健全な常識を得ることは、中々容易でない。自ら社會に出入して常識の收得につとめる外、或は社會に經驗

あるものに尋ね、或は常に参考書について勉強せねばならぬ。常識は政治・經濟・宗教・道徳等に關することから、社會の人としての心得、社交の實情、訪問・接客・談話、物品の贈答等に關する心得をも含むものである。

第四章 家財の保護

第一節 用心災害

一 用心 盜難・火災に對しては、充分に用心せねばならぬ。

甲 盗難

イ 外圍門戸を堅固にし、戸締の設備を完全にし、毎夜、就寝前に要所を見廻り、猿掛金等に粗漏のない様、綿密に見届ける。

ロ 貴重品其の他、大切な物品の納めてある用簞笥金庫は勿論、

簞笥・鞄等にも、必ず錠^{ヂヤウ}をおろしておく。

乙 失火

イ 火具の整理に注意し、破損の有無を屢々^{ウム}しらべる。使用後は、残火の始末に氣を付け、殊に火消壺・煙突に就いては、一段の注意が必要である。

ロ 焚付・石油等の如き燃え易いものは、置場に注意し、適當な容器を用ひる。

ハ ワス燈・電氣燈等は、裝置^{サツチ}を完全にし、取扱に意を留め、火災其の他の危險のないやうに注意せねばならぬ。

二 災害 盜難・火災・震災・水害等の場合に、適當の處置^{シヨウチ}を取り得るやう、豫め覺悟が必要である。

甲 盗難

イ 盗賊のはいつた時に驚いて騒ぎ立てれば、却つて危険であ

深夜盜賊のうかゞ
ふけはひがあつた
ら喰拂をする等、
眼のさめ居ること
をあらせ。

る。なるべく、はいらぬ前に、逐ひ拂ふやうにせねばならぬ。

口 盗難に罹つたときは、相當の手續をとり、決して自ら盜賊を始末すべきものでない。

乙 出 火

イ 狼狽することなく、つとめて精神を落付け、生命の危険を避けた後に、家財・器具の保護に當る。

ロ 平常から、避難の順序を豫め考へて置かねばならぬ。殊に老人・子供並に大切な物品に就いては、深い注意が必要である。

ハ 非常用として、大風呂敷・麻繩・提燈・蠟燭等を備へて置く。

丙 震災・水害

イ 震災のためには、豫め家屋に耐震的の設備を施しておく。

ロ 地震の際には、決して狼狽せず敏速に逃路・避難所を決める。

ハ 震害は、火災を伴ふときに最も恐ろしいから、第一に火氣の

仕末をつけねばならぬ。

ニ 水害には、よく位置・地勢を考へて、速かに避難の方法をとる。

第二節 移 轉

家事上其の他の都合に依つて、往・住居を移轉する必要のおこることがある。轉居に就いては、新住宅の準備と舊住宅の後始末との外、家財の運搬を行はねばならぬ。

一 家財の移動

甲 荷 造

イ 家財の種類に依つて差異を生じ、或は箱詰或は行李菰包などにし、上箱・上包を施す。

ロ 家財を運搬上から類別すれば、貴重なもの、破損し易いもの、濕潤^{シジン}を恐れるもの、重量の張るもの、嵩張物^{カサハリモノ}等がある。

ハ 或は詰物ツメモノをなし、或は下包シダツをなす必要があり、それには反古紙・古新聞紙・古綿等を用ひる。

乙 運 搬

イ 普通の荷車の外、馬車・自動車・汽車・汽船等により、便利の程度は一様でない。

ロ 適當な荷造人に託し、主婦は監督すると共に、荷物の番號・内容等を手帳に控へて置き、荷解きの際の都合を計る。

ハ 距離の近い引越には、眞の荷造は、貴重品又は破損の恐あるものゝみでよい。そして引越屋のある土地では、一層簡単に行はれる。

二 新住宅の準備

新築と古い家とによつて、趣を異にするが、古い家の場合は大掃除をなす外消毒を施す。此の際、臨時に人を雇ふときには、監督

は、家人若しくは信用ある知人に頼むがよい。殊に戸締ドマリに注意し、必要があれば、修繕を加へねばならぬ。

三 舊住宅の始末

兎角トウカン等閑チホザリになり易いものであるから、特に注意せねばならぬ。實際には、主婦自ら指揮者となるは困難で、適任者を選んで實行を委託するのである。

第五章 物品の購買

一 買入上の注意

食料品や雑用品を買入れる場合には、買入の外に、使用と貯藏についても注意を拂ひ、眞に經濟に「適ふやう」にすることが大切である。そして主婦は、需要・消費の實狀を詳かにし、選擇・註文・勘定等に當つて、金錢を最も有利に使ふことにつとめ、浪費・買過ぎ・使

過ぎ等を避けねばならぬ。

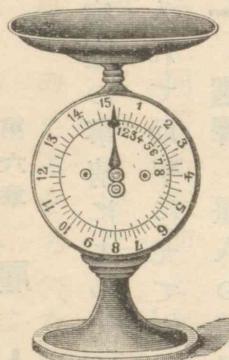
二 日々購買と豫備購買（買）
日々購買は、主に食料品などを其の都度、主婦又は召使が買出しに出るか、出入商人（御用聞き）から買入れるものである。豫備購買即ち買置は、買入に便利な都會地では勿論不利で、買置品は、新鮮を缺き、萎凋減損のおそれがある。故に生計の程度高く交際廣く、來客が頻繁で、屢々會食する場合或は買入に不便な土地は別として、なるべく日々購買による方がよろしい。

尙ほ出入商人のみから買入れる時は、品質の良否や價格の高低を他に比べる事が出來ないから、なるべくは、信用のある商店から買入れる方が得策である。

三 購買組合と商店

購買組合は、良い品物を安く買ひ得るなど、極めて便益の多いも

秤 圖解
庖厨用天



のである。故にその便宜のある土地では、なるべくそれに加入するがよろしい。次に商店としては、なるべく品種多く、數量に富み、物質が新鮮で、價の安い商店を選ばねばならぬ。又通帳でする掛買は、弊害の伴ふ事が多いから、出來る丈即金で買入れる。

四 買入方の監督

接客その他の都合で、止むを得ず主婦自ら買入に出難い場合もあり、又、そのために時間を費し、家を留守にするなどの不利益から、主婦自ら買入に當らぬ場合がある。その場合に、物品の買入を子女又は召使等に任せるとときには、物品の時價を知り、主要商店の狀況を調べておくことが、大切である。又よく買入品を見て、其の價格・數量等に就いて、粗漏のない様にせねばならぬ。

第六章 雇人

家庭の事情によつては、止むを得ず、一人乃至數人の雇人を雇ひ入れて助手に充て、家務を分擔させるのである。

一 選擇 雇人の選擇に就いては、左の事柄を知らねばならぬ。
イ 雇人の良否は、家事上ばかりでなく、交際上・經濟上、又は子女の教育上にも、重大の關係がある。

ロ 雇人を雇入れる際には、體質・性質・習慣を始め、使途に従つて言語・動作・技能等にも注意せねばならぬ。

ハ 良い雇人、殊に下婢を得るには、年若い者を採用して、我が家風に習はせるが最もよろしい。使ふに便が多く、永續する望みがある。

二 指揮 人を使ふは、人に使はれるよりも難いものである。

雇人の指揮に就いて、左の事柄を知らねばならぬ。

イ 寛厳宜しきを得て、放任に流れたり、又酷に使ひ過ぎぬやうに注意する。なるべく雇人の自由・自動にまかせ、充分に信用して、始めて實績を擧げる事が出来る。

ロ 主婦の權威は、主婦自身の勤勉と技能とに基づかねばならぬ。仕事の要領がわかり、仕事の順序・方法を會得して、始めて適當の命令を發し、よく雇人を教へ導く事が出来る。

ハ 少しの過ちをもみだりに叱り、或は教育のないものとして輕蔑するなどは、最も慎まねばならぬ。

ニ 同情と親切とを以て、家族の一員として取扱ひ、樂みを分ち、病に罹つた際には、懇に介抱を加へる。殊に若いものに對しては、その行末を考へ、なるべく一定の修養時間を與へるがよい。

三 給金 仕事の難易・繁閑其の他年齢・人物等に依つて、給金を

異にするが、需要と供給の關係を忘れてはならぬ。需要多く供給に乏しい今日では、人數を減じて伎倆のあるものを、高給に雇ひ入れる方が得策である。給金其の他に關して、左の事柄を知らねばならぬ。

イ 紙金は、契約に依つて、定めた日に、間違なく給與すること。

ロ 特別に働きあるものには、増給若しくは慰勞として金品を與へるなど、適宜の獎勵を行ふこと。

ハ 相當の事情の下に解雇する場合には、勤續年限、平素の勤め振り等によつて、相當の手當を與へること。

ニ 飲食物は、家族並にするがよい。美味・珍味を分與するには及ばないが、甚だしい主従の隔てをつけぬこと。

ホ なるべく、毎月一回乃至毎年數回の休暇を與へて、各自の保養又は用事に充てさせること。

第七章 交際

第一節 交際の目的・範囲

一 目的

凡そ家庭も個人も決して孤立して存するものではない。社交は、人の天性に基づくもので、その家庭の繁榮に及ぼす影響も少くない。故に、よく親戚・知己との交際を厚くして、お互の幸福をはからねばならぬ。

二 範圍

家庭から見た社交とは、親戚の外、親友先輩・知己・近隣等に對する關係を云ふのである。交際の程度方法は、親疎の程度其の他の事情によつて一様ではない。年始寒暑の挨拶訪問、信書の往復、

物品の贈答等に就いて、一通りの禮儀・作法を心得て置かねばならぬ。殊に近隣に對する付合ツキアヒに就いては、鄉カグに入つては郷カグに從ふの例にならふがよい。

第二節 社交の心得

一 謙遜・尊敬　社會上に於ける各自の地位・階級を定めることは、極めて困難で、その標準に、德行・才幹・名譽・爵位・財産等がある。そしてどんな地位・階級にあつても、謙遜と尊敬とは、社交上最も重要な徳である。故に眞に此の二徳を具へる者は、よく社會から容れられるのである。

二 寛大・卑下ヒゲ　各自が其の地位を保つことは、中々困難である。そして社交上に於て、よく衝突・嫉妬・羨望等の感情に苦しめられるのは、多くは尊大・傲慢ガラマンで寛大・卑下の徳を知らぬことから起る。

どんな人に對しても、よく寛大で自ら卑下すれば、遂には社交上の優者となり得るものである。尙ほ思慮深く、親切を旨とし、多辯を慎み、慣例を守るなどは、社交上きはめて大切な事柄である。

第三節 談話・贈答・訪問

一 談話

イ 態度　愛嬌アキラに富んだ面白い談話も、常識をはづれると、人に悪い感情を起させることがある。常識にかなひ、誠意のある談話でなければならぬ。又、談話の際には相手の談話を遮らぬ様に注意し、相手の爲に遮られても氣にかけず、話すよりも聞くとの多い方が安全である。

ロ 言語　對談の際に用ひる言語は、相手に依つて多少その趣を異にするのであるが、どんな場合も卑俗に流れ、誇張ヂヤウに過ぎる

等は、慎むべきである。常に相當の敬意を含み、丁寧懇切でなければならぬ。

ハ 話題なるべく人の尊ウハサを避け、他人を非難するなどは一切避けねばならぬ。文藝・美術・宗教等に關する談話や思想の批評などは最も望ましい。『年齢に比して若く見える』などと言ひ、寫眞の上出來などと言ふは、相手に依つて感情を異にするものである。議論になるおそれある話題は、避けるがよい。

二 贈答

イ 贈與 人に物を贈るには、真心を以て敬意を表すやうによく先方の地位・身分等と、その場合(吉凶・謝恩・餞別等)とを考へねばならぬ。時宜・方法を誤つて、折角の贈物も却つて先方の感情を害する結果となることがある。尙ほ、訪問の際に一々手土産を持参する惡習慣は、速かに改めたいものである。

ロ 受納 贈物を受けた時には、品物の如何に拘らず、充分に感謝の意を表し、適當な場合に相當の返禮をするがよい。

三 訪問

イ 禮儀 人を訪問する際には、相應の容儀を整へて、禮儀になふやうにする。又訪問を受けた場合は、なるべく早く接見し、長く待たせてはならぬ。

ロ 時刻 早朝・夜間・食事時刻等をさける。

ハ 時間 先方の迷惑にならぬやう、用談を早くすませるがよい。簡単な用向は、なるべく玄關先ですませる。

第五篇 家計

第一章 家計の整理

第一節 家計整理法

各家庭の資力や出費は、各一様でない。収入の多いものも少いものも、最も經濟的・合理的に家計を整理して、安定な生活を保つと共に、一家の繁榮をはからねばならぬ。そして家計を整理するには、たゞ整理の細目や數字など、形式上の整頓にのみ骨を折つて、整理の本領を忘れてはならない。収入と支出との關係、各費目の割合、豫算と現計等について、一通り心得て置くことが必要である。

家庭経営

收入を計り支出を制し
財産を貯へ将来の生活向上
も大切にすること

第二節 収入と支出

生活の程度が如何様であつても、収入と支出との平均を保つことが家計の基礎である。そして収入は、支出の必要に應じて増すことが出でないから、収入によつて支出を加減せねばならぬ。入るを計つて出づるを制するは、家計整理の第一要件である。又収入の中から、最初に一定の貯金を差引いて、將來の計を立てる事も、第一に心得ねばならぬことである。

第二章 収支

第一節 収入

財貨(有形)動産・土地、家屋等。
無形財貨(イマコト)動産・貨物、家具、衣類、株券、債券等。

収入とは、一家の收得するすべての財貨を云ふのである。収入

本位貨幣。
補助貨幣
金貨
新幣・白銀・銅貨

には、規則正しく殆んど豫定し得べきものと、全く豫定し得ない不時のものとの二種がある。前者を経常收入といひ、後者を臨時收入と云ふ。

一 経常收入

勤労によるものと、財産から生ずるものとがある。勤労によるものには、最も確實な恩給・年金扶助料を始め、官吏の俸給、社員の給料、並に醫師・辯護士の報酬、其の他著作料・潤筆料・手數料・營業益・金工銀等があり、何れも精神及び身體の勤労から生ずる直接の結果である。これらは人生自然の收入として、最も貴ぶべき性質のものであるが、官廳・會社の整理、稼業の不振、營務の失敗、世間の不景氣、疾病、其の他の事故の爲に、時に不安を伴ふものである。土地家屋預金・有價證券等の財産から生ずるものは、利子配當並に小作料・地代・家賃など、各種の代料で、概ね確實で計上し易い。

二 臨時收入

賞與金・手當金・慰勞金・贈與金の外、遺產の相續並に不動產・動產・不用品等を賣却して得る收入である。

第二節 支出

支出は、一家の生活を保つに必要な財貨の消費である。支出も收入と同じく、經常支出・臨時支出の二に分れる。衣食住に關する費用即ち生活費を始め、教化・醫療・交際・娛樂・慈善等の費用、並に納稅其の他の公共事業に對する費用を經常支出と云ひ、婚姻・出產・賀壽・祝儀・葬祭・火災・風水害の如き、豫期されぬ理由に基づく費用は、之を臨時支出といふのである。

第三章 豫算

第一節 豫算の意義

豫算とは、一定の期間内の財貨普通は金錢の收入と支出とを豫定した見積書で、收入・支出の調節をはかり、家計を健全にするためには非必要のものである。其の内容は、勿論家々の事情に依つて異なるが、會計期即ち勘定期を定めた後、先づ收入を計上し、次に支出の項目を擧げ、そして支出に對して收入を配當して豫算を立てるのである。

勘定期は、普通暦年によつて一月から十二月迄とするが、四月から翌年の三月迄としたり、或は一ヶ年を前後二期に分けるものもある。

第二節 収入の計上

收入を計上するには、出来る丈嚴密にせねばならぬ。先づその年の收入高を見積り、最近數年間の實收の平均額を参考として、なるべく内輪に計上するがよい。そして實際に於て、收入不足の起ることを避けると共に、幸に過剩^{ハヨウ}が出来れば、貯蓄にあてる。一時的の收入増加を見て、直に支出を寛かにするなどは、豫算をたてる上につゝしむべきことである。

第三節 支出科目

支出科目は、家計の程度によつて増減があり、多いのは二十餘科目、少いのは七八科目である。

- 一 食料費 食品・調味品・各種飲料等の費用。又、燃料・燈火料等を併せて、賄費と呼ぶことがある。
- 二 居住費 疊・建具・敷物・屋根等の新調費又は修繕費、建築費。

消却の計上。借地の地代、借家の家賃、給水庭園に關する費用。

三 被服費 衣服・服装附屬品等の費用で、染代・仕立代・洗濯代等を含む。

四 器具費 家具・什器等の費用で、修繕料を含む。

五 燈熱費 電燈・瓦斯・薪炭・石油等の費用。但し本科目を置く必要のない場合には、賄費に含ませる。

六 雜品費 石鹼・化粧品・マツチ・雜用紙等の費用。

七 交際費 來客の接待、年始・歳末・中元・暑中等の贈答品に關する費用。尙ほ慈善施與の金品は、定期・臨時共これに含ませる。

八 教化費 教育・修養上必要な書籍・授業料・學用品等の費用。

九 醫療費 藥料・診察料を始め、看護婦の給料其の他の心付等。但し入院料の如く費用の嵩む場合には、臨時支出とする。

一〇 娛樂費 遊覽・觀劇等の費用。但し避暑旅行・歸省旅行等の

費用は、臨時費支辨とする。

二 小遣(コヅカヒ) 主人を始め、主婦・老人・子供等に對し、特別に配付する金錢を云ふ。

三 紿金 屋人の給料の外、年始・中元・歳暮等に於ける仕着せや、各種の心付を含む。

三 諸稅 國稅・府縣稅・市町村稅等の費用。

四 雜費 車馬賃、各種の賃錢、郵便費等。

五 臨時費 火災・風水害等不時の出來事に要する費用、又は常設の費目に屬する支出中、費額の比較的多いものを含む。結婚・葬儀・重患等に關する費用は、交際・被服・醫療・教化等に分けられるが、臨時支出としてまとめるのである。

六 保險費 各種の生命保險並に損害保險の拂込金。

七 貯金 各種の貯金・掛金等。

第四節 費額の配當

支出科目を設けて、之に収入を配當するには、其の各々の配當額がよく比例を保つやうにせねばならない。しかし各費目の間の比例は、家庭の事情、地方の状況によつて異り、かつ物價の高低に左右されて、始終變化するものである。故に幾年かの経験と幾回かの修正を経て、始めてその要領を會得することが出来る。

左に各科目の割當の要領を示して、参考の資としよう。

一 食料費

イ 支出中の大切な部分に相違ないが、生計の程度によつて費額の割合を異にし、下級では、六割以上を占め、中位の家庭では、約四割から五割を標準とする。

ロ なるべく濫費をさけ、娛樂的・奢侈的な飲食を節する。しか

し節約のために粗食となり、健康を害するやうな事があつてはならぬ。

二 居住費

イ 収入の約七分の一から六分の一位が適當であらう。

ロ 都會住・田舎住又は郊外住によつて増減があり、職業に對する關係も甚だ深い。

ハ 老人・子供のある家庭では、養老・養育等の必要上、相當の費額を要するは止むを得ぬ所である。

三 被服費

イ やゝもすれば、年々本費目の増大する傾きがあるから、注意せねばならぬ。

ロ 収入の約一割を以て、中位の家庭に於ける標準とする。

四 交際費

イ 収入の二十分の一以内とは、世間の唱へる所であるが、家庭の事情に依つて趣を異にする。

ロ 交際の效果は、必ずしも費額に比例するものではない。附合^{ツキ}を重視するの餘り、奢侈に陥つてはならぬ。

ハ 意味ある慈善事業に對して同情を表し、相應の費用を支出するは家庭の向上に益する事が少くない。

五 娯樂費

娯樂の眞價は、決して費用の多寡によるものでない。良好な趣味は、高尚な娯樂を生むものである。

六 臨時費

イ 不時の出來事に要する豫備金で、相當の金額を計上して置くがよい。

ロ 缺乏を告げる際には、貯金から支出せねばならぬ。従つて

豫備金と貯金との間に、密接の關係はあるが、兩者を混同してはならない。

七 貯金

是非、一定の額を計上して置かねばならぬ。しかしその程度について、充分實行の出来るやうに注意するがよろしい。

第四章 現計

第一節 剰餘と不足

現計とは、實際の收支に關する計算をいふので、決算ともいひ、豫算に對して、多少の差異・増減あるのが常である。

一 剰餘

イ豫算額に比して、剰餘を生じた場合には貯金に加へる。

ロ 場合によつては、その幾分かを家族の慰安に費すもよい。

ニ 不足

イ 若し不足を生じた場合には、なるべく主人に訴へる事をさけ、先づその原因をしらべて直ちに救濟策をとる。

ロ 不足高を次期にくりこし、不足を償ふまでの間は、特に忍耐して節約を守る。

ハ 止むを得ぬ場合には、臨時費から支出する。

ニ 臨時費にも尙ほ不足を來した場合は、貯金拂戻や財産賣却によつて償はねばならぬ。

第二節 出納

一 主婦の心得

我が國の家庭の状態から考へて、家長は家庭の維持者として金

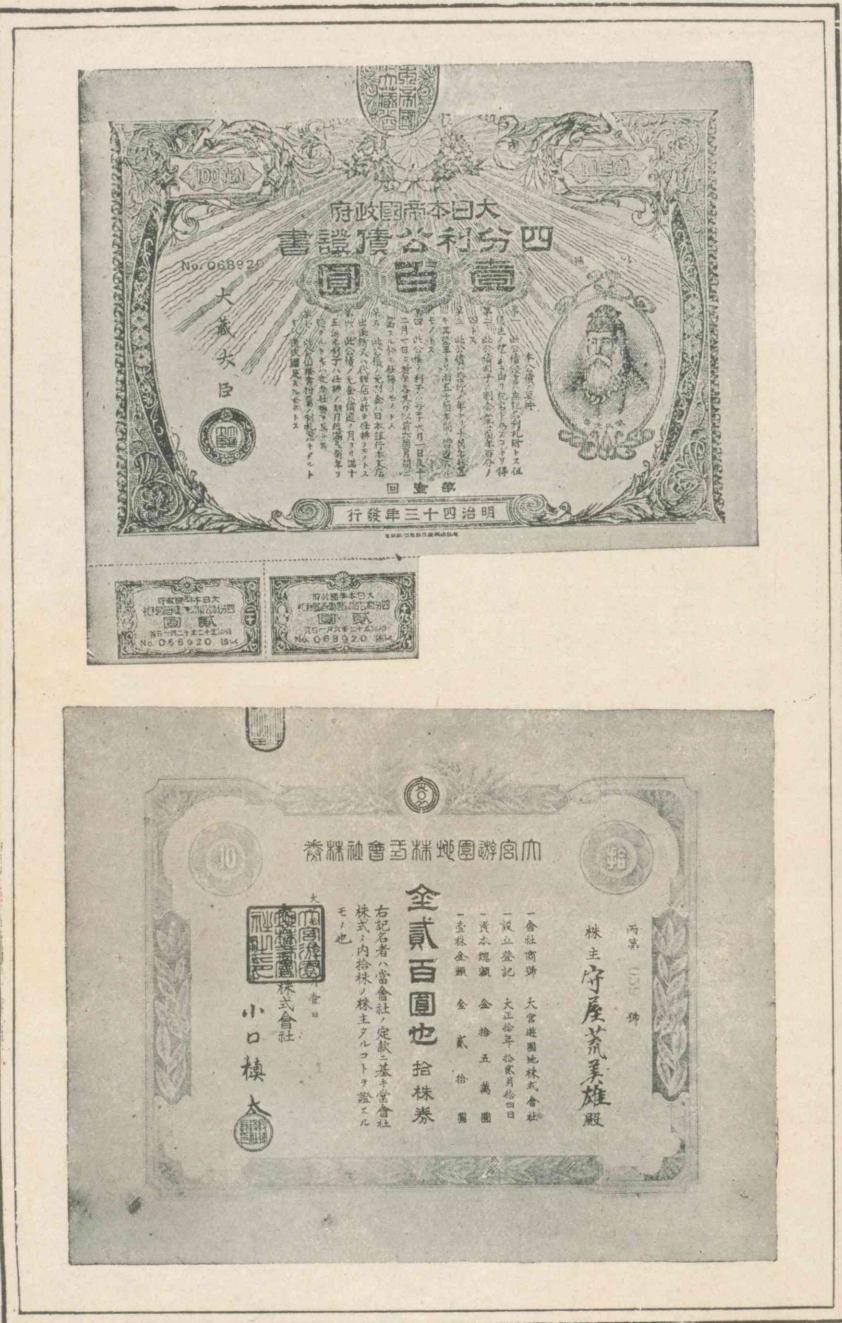
錢の出納者となり、家計の豫算をたて、その實行を監督すべきものである。しかし實際上、家長は主に外に出て忙しく活動せねばならないから、これらは主として主婦の責任となるのである。故に主婦となるべきものは、母の膝下にあつて、よく家庭經濟・家計整理について見學し、或はその一部を受持ち、將來のための基礎をつくらねばならぬ。

さうして家計の一切を、安心して主婦に任せ事が出來れば、家長は愉快にその業務に活動することが出來、そこで夫婦間の互助的關係が、極めて圓満になるのである。

二 會計の擔當

一般家庭に於ける會計の擔當については、委任主義・小渡主義・分擔主義等を擧げることが出来る。

イ 委任主義　主人が主婦に對して、家計の整理を全く任せて



(表) 株券

しまふものである。主婦の責任が重く、手腕を要する。

ロ 小渡主義 當座の小支出に對し、五圓乃至十圓づつを前渡して、其の使途の明細書を徵するものである。我が國では、案外廣く行はれて居る。

ハ 分擔主義 主人と主婦とが、お互に家計の一部分を受持つもので、分擔の程度は一様でない。家庭の事情に適應する便があるから、廣く行はれて居る。

第五章 財産

第一節 財産の種別

財産とは、價格を評定し得べき物件をいふので、自由に移動の出來ると出來ぬとて、動產と不動產とに分れる。不動產には、土地

的の宅地・田地・畠地・森林・礦山・農場・牧場・漁場・養魚場等と、家屋的の住宅・商店・工場・倉庫等がある。動産は、衣類・家具・什器を始め、器械・船舶等の外、家畜・家禽・魚介・竹木等の他、株券・公債證券・社債證券等がある。尙ほ所有權以外の財產權で、融通性^{フウドウセイ}と交換價格とを具へるものに、地上權・永小作權・債權・出版權^{シユッパンクン}・特許權^{トキョウクン}等がある。そして融通性の最も發達したものは、貨幣である。

一 株券 株式會社及び株式合資會社が、其の出資者に交附する出資額の證明書である。これは株數によつて、その會社の利益配當金を得るものである。

二 公債證券 國家又は公共團體が、一般公衆から負債をするに當つて發行する證券で、國債・地方債・内債・外債等の別がある。公債證券は、所有者の關係により、無記名式と記名式とに分れる。

三 社債證券 株式會社が、公告募集した負債に對して、債權者

に交附する證券で、額面金額に對して或歩合の利子をつけるものである。勸業債券なども、特殊の社債證券に外ならない。

第二節 賯蓄

貯蓄をするには、豫算をたて、豫め收入から差引くのと、剩餘ができるならするのと、二つの方法がある。なるべくは前の方ににより、尙ほ剩餘ができた時には、之も貯蓄にくりこむやうに心掛けたい。貯蓄法には、銀行預金・郵便貯金・信託等があり、此の外に有價證券を買入れる方法もある。

一 銀行預金 當座預金・特別當座預金・定期預金・通知預金などがあり、利子はその銀行により、又預金の種類によつて一樣でない。利子の高いことのみを望むと、時に思はぬ損害を受けるおそれがある。

二 郵便貯金 普通貯金の外に、据置貯金・振替貯金などがある。利子は銀行よりも安いが、確實な點と全國到る處で預入・拂戻の出来る點とが特色である。

三 信託 信託とは、金錢・公債・社債・土地・家屋等の保管と利殖とを、信託會社に託するものであるが、信用ある會社を選ぶがよい。

第六章 保 險

第一節 保險の意義

保險は、同じ經濟上の危險の下にある多數の人が、團體を結び、平素貯金をして、お互が不時の際に被むる損害を分擔するものである。從つて保險は、一種の貯金と見なしてよい。どんな家庭でも、之に加入して不時の災害に備へる事は、極めて必要なこと

であるが信用のある保険會社を選ばねばならぬ。

第二節 保険の種類

保険は、近年大いに發達して、其の種類も頗る多いのであるが、損害保険と生命保険とに大別することが出来る。

一 損害保険 陸上保険と海上保険とに分れる。陸上保険は、運送保険を始め、陸上に起る各種の危害(火災・傷害・盜難・汽罐等)に対する保険で、海上保険は、航海に關する事故に依つて生ずる損害を、填補することを目的とする保険である。此の保険契約の目的は、金錢に見積り得べき利益に限られて居る。

二 生命保険 人の死亡又は老年に備へる保険で、終身養老の二種がある。終身保険は、保険をかけた者が死亡した時に保険金を受取り、養老保険は、契約の年齢に達した時、又はその年齢前に

に死亡した時に受取るものである。掛金の高は、會社により、又年齢や保険の種類等によつて一様でない。

遞信省の簡易保険は、手續の簡単な小口生命保険である。此等の保険以外に、傷害保険・疾病保険・廢疾保険・徵兵保険・教育保険・婚資保険等がある。

第七章 簿 記

第一節 家計簿記

家計簿記は、一家内の金錢の出納^{支出}を明かにし、豫算に基づいて收支の關係を詳かにし、家計の實際を數字的に現はすのが目的である。家々の事情、生計の程度等に従つて、適宜の帳簿を作り、一定の様式に依つてなるべく記入を簡明にすることが肝要である。

る。家計簿記の効果を擧げれば、

イ 毎日の收支・残高に注意して、浪費をいましめ、節約の念を起させる。

ロ 次の豫算をたてるための参考になる。
ハ 物價の變動や一家の生活の狀況等を、歴史的に比較することができる。

ニ 金錢の取引關係を明かにして、後に起り易い疑ひや誤りを防ぐことができる。

第二節 帳簿の種類

通常、家計簿記に使用する帳簿は、日記帳を主とし、補助用のものに、賄帳・通帳・控帳等がある。そして日記帳を基として、月計表・年計表を作るのである。

一 日記帳 現金帳とも云ふ。日々の收支を、其の都度、科目別に依つて記入し、日毎に計算を行つて現金の高を確め、月末には、收支の合計とその差とを明瞭にするものである。日記帳は、家計簿記上、最も重要な帳簿で、月計表年計表の基礎となる。

二 月計表 每月末の收支の合計を、科目別にしたもので、各月の收入・支出・残高を明示するものである。日記帳に記入された日々の科目別收支合計を之に載せ、月末になつて其の總計を算出するのである。

三 年計表 每月の科目別收支合計を月計表から之に載せ、年末になつてその總計を求めるものである。之に依れば、各月の收支の比較・對照ができる、又季節・時期による各科目の高の増減を明かにする事ができる。この年計表の幾年分かを集めて一覽するときは、一家の生活状態を數字的に明瞭にして、家計の伸縮

をはかる上に、極めて便益が多い。

四 賄帳 飲食物を始め、薪炭・油其の他、マツチや雑用紙類等、多くは價額の少く、買入の頻繁なものゝ出費を、其の儘一々記入する控帳で、日記帳の土台となるものである。記入が簡便で、記落^{オチ}を避けることができる。

五 通帳 月末其の他定期に支拂ふ勘定書で、米屋・魚屋・八百屋等の出入商人から、豫め差出して置く一種の控帳である。買入の際に、品種・數量・價額・月日等を記入し置き、豫定の時期に合計をして、支拂勘定を行ふものである。

【各帳簿記入に関する注意】

- イ 必ず其の度毎に記入し、日附を忘れぬこと。
- ロ 文字・數字は明瞭・確實に記入すること。
- ハ 文字・數字の誤記は訂正の跡を明かに残すこと。

訂改
家事教科書〔下卷〕終

家計篇 簿記

一三六

家計篇

家

C

大正15

月

七月日記帳

2

3

年 計 表

入		支													出		差					
常	雜 預 入 金	合		經常													臨時		合			
		食 料 費	居 住 費	被 服 費	器 具 費	燈 熱 費	雜 品 費	交 際 費	教 化 費	醫 藥 費	娛 樂 費	小 遣	給 與	諸 稅	雜 費	保 險 料	預 金	計	差 殘高	不足高		
雜 預 入 金	預 金	合 計	食 料 費	居 住 費	被 服 費	器 具 費	燈 熱 費	雜 品 費	交 際 費	教 化 費	醫 藥 費	娛 樂 費	小 遣	給 與	諸 稅	雜 費	保 險 料	預 金	計	差 殘高	不足高	
20 000	100 000	824 250	63 660	43 350	61 430	26 000	6 650	25 920	28 710	15 650	39 920	9 400	50 000	26 300	15 320	31 300	7 200	9 120	245 000	685 430	138 820	—

年 計 表

(4) 日記帳

大正15年 月 日	費目	摘要	收 入	支 出		差
					日 計	
		前より	824.250		510.670	313.580
8	醫 療	ヴィタミン五十粒入一瓶		5.000		
"	娛 樂	レコード三枚		8.200	13.200	300.380
29	交 際	祖母上へ		6.500	6.500	293.880
31	食 料	八百屋の拂		5.180		
"	同 上	酒屋の拂		3.950		
"	同 上	魚屋の拂		10.630		
"	同 上	米屋の拂		23.000		
"	同 上	パン屋の拂		4.350		
"	同 上	牛肉屋の拂		9.200		
"	雜 費	車屋の拂		3.750		
"	預 金			95.000	155.060	
			824.250		685.430	138.820

月 計 表

入				支												出				繩		
臨 時 賞 與 金	時 間 入 金	雜 費 預 金	合	經常												臨 時 費	保 險 料	預 金	合	越 高		
				食 料 費	居 住 費	被 服 費	器 具 費	燈 熱 費	雜 品 費	交 際 費	教 化 費	醫 藥 費	娛 樂 費	小 遣	給 與	諸 稅	雜 費					
				20000	100000																	
				1200	9700	5800	7500	2780	300	650	7500	25000	950	10000	630	15820	300	700	9120	150000		
				3500	9280	16500	18500	3870	12800	2000	200	7800	250	30000	20000		3000	6500		95000		
				2650	24370	2930				600	2300	850	2120	8200	10000			200				
				5180		350			420	1750	5000	5000							850			
				3950		35850			300	3300	2000								100			
				10630					4500	3800	100							1000				
				23000					700	2200								300				
				4350					2450	410								3750				
				9200					3850	3000												
									2500													
									6500													
				20000	100000	676050	63660	43350	61430	26000	6650	25920	28710	15650	39920	9400	50000	26300	15820	1130	7200	9120
																				245000	685430	138920

月 計 表

越 高	收 入										支										
	經 常					臨 時					預 計	經					常				
	給 料	諸 貸 料	年 金	雜 收 入		賞 與 金		雜 入	金	食 料 費	居 住 費	被 服 費	器 具 費	燈 熱 費	雜 品 費	交 際 費	教 化 費	醫 藥 費	娛 樂 費	小 遣	
148 200	200000	78500	275250	2300				20000	100000	1200	9700	5800	7500	2780	300	650	7500	25000	950	10000	
										3500	9280	16500	18500	3870	12800	2000	200	7800	250	30000	
										2650	24370	2930			600	2300	850	2120	8200	10000	
										5180		350			420	1750	5000	5000			
										3950		35850			300	3300	2000				
										10630					4500	3800	100				
										23000					700	2200					
										4350					2450	410					
										9200					3850	3000					
															2500						
															6500						
計	200000	78500	275250	2300				20000	100000	676050	63660	43350	61430	26000	6650	25920	28710	15650	39920	9400	50000

差
計
313580

300380

293880

060

5430 138820

日記帳

七月日記帳

大正15年 月 日	費目	摘要	收入	支出		差
					日計	
		前より	150 500		132 670	17 830
9	被服	善吉用靴一足		16 550	16 500	1330
"	預金	晝夜銀行より通帳の通り引出	100 000			101 330
10	被服	仕立代		2930	2930	98 400
"	臨時収入	商品切手武田氏より	20 000			118 400
11	保険	共濟生命保険金		9 120		
"	教化	菩提寺へ付属		2 000	11 120	107 280
12	交際	進物上杉氏へ		2 300		
"	同上	進物織田氏へ		1 750		
"	同上	進物北條氏へ		3 600		
"	雜費	出入人米藏への心付		2 000	9 650	97 630
13	医療	醫師へ謝禮		25 000		
"	同上	薬價		7 800		
"	同上	消毒用材料		2 120	34 920	62 710
14	恩給	七月渡分	275 250			337 960
"	交際	來客用料理代		3 800		
"	同上	來客用シトロン一打		2 200		
"	雜費	主人及び善吉理髪料		0 850		
"	交際	客間用挿花代		0 410		
"	教化	佛前用線香一把		0 100	7 360	330 600
14	諸税	宅地税		15 820		314 780
"	預金	晝夜銀行特別當座預		50 000		
"	"	定期預金預	100 000	165 820	164 780	
15	雑品	水道使用料		4 500	4 500	160 280

日記帳

七月日記帳

大正15年 月 日	費目	摘要	收入	支出		差
					日計	
		前より	545 750		385 470	160 280
15	居住	疊表替		9 280		
"	同上	借地料本月分		24 370	33 650	126 630
16	賃家料	三戸分	78 500			205 130
	雜費	兩替貲		0 100		
	臨時費	召使釣錢を遺失す		0 700	80 800	204 330
17	交際	音樂會費		3 00	3 000	201 330
18	雜品	半紙五帖、櫻紙五百枚		0 700		
"	被服	靴下釣		0 350	1 050	200 280
19	雜費	時計直し		1 000		
"	娛樂	繪はがき一組		0 250		
"	食料	果物		1 200	2 450	830
20	雜品	石炭代		2 450	2 450	195 380
21	同上	石油料		3 850	3 850	191 530
22	交際	町會費		2 500		
"	雜費	郵便切手十枚		0 300	2 800	188 730
23	被服	松坂屋拂請求書通り		35 850	35 850	152 880
24	給與	召使へ本月分		20 000		
"	食料	葡萄酒一本		3 500	23 500	129 380
25	給料		200 000			329 180
	燈熱	瓦斯代		2 780		
"	同上	電燈料		3 870	6 650	322 730
26	食料	雑誌三個		2 650	6 650	320 080
27	臨時費	寄附金		6 500	6 500	313 380

日記帳 (1)

七月日記帳

大正15年 月 日	費目	摘要	收入	支出		差
					日計	
		前月より(越高)	148200			
7 1	小遣	父上へ		10000		
	" 同上	良人へ		30000		
	" 同上	自分へ		10000		
	" 教化	善吉授業料		7500		
	" 同上	芳子授業料		0200		
	" 同上	學用品		0850	58550	89650
2	居住	植木手入		9700		
	" 給與	召使へ仕着		6300	16000	73650
3	雜費	端書二十枚		0300		
	" 被服	衛生シャツ一揃		5800	6100	67550
4	交際	來客用菓子		0650		
	" 器具	簡便炭酸水製造器		7500		
	" 交際	液體炭酸一ダース		2000	10150	57400
5	器具	腰掛五脚(一脚 3.70)		18500		
	" 雜品	チフタリン		0300	18800	38600
6	娛樂	日々新聞代		0950		
	" 雜品	薪炭		12800		
	" 雜費	電車切符		3000	16750	21850
7	教化	白山神社祭禮奉納		5000	5000	16850
	" 雜收入	古新聞雑誌賣却代	2300			19150
8	雜品	楊枝五本		060		
	" 同上	洗濯石鹼		0420		
	" 同上	靴墨、クリーム		0300	1320	17830

不許複製		著作権所有	
發行所	印 刷 者	發 行 者	著 作 者
大阪市東區南本町四丁目 三宅庄大藏書店	東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地 株式会社帝國書院	東京市牛込區揚場町壹番地 株式会社帝國書院	家庭經濟研究會 (右代表者 野口保興 川上美佐)
振替口座東京六七〇一四番 九番	振替口座東京六七〇一四番 力	根本	上卷 訂改家事教科書奥付 定價金五拾四錢 金四拾參錢 下卷 訂改家事教科書奥付 定價金七拾參錢 金七拾參錢

[刷印會英秀社株式會社東京]

元祐詩稿

卷之三

東坡居士
花叢
庚午
初夏
子瞻

昭和五年

東科市四季年

花絹平田文子

平成五年
文部省
教科書

広島大学図書

2000082122

